

# 中山間地域農業直接支払事業中間年評価書

## 資 料 編

## 目次

○市町村別・活動項目別評価一覧	.....	1
○市町村別総合評価一覧	.....	3
○総合評価の状況・地域別の内訳	.....	4
○市町村による制度の評価（成果と課題）	.....	5
○中山間地域農業直接支払事業に関するアンケート調査 （市町村対象）	.....	22
○中山間地域農業直接支払事業に関するアンケート調査 （集落協定対象）	.....	28

市 町 村 別 ・ 活 動 項 目 別 評 価 一 覧

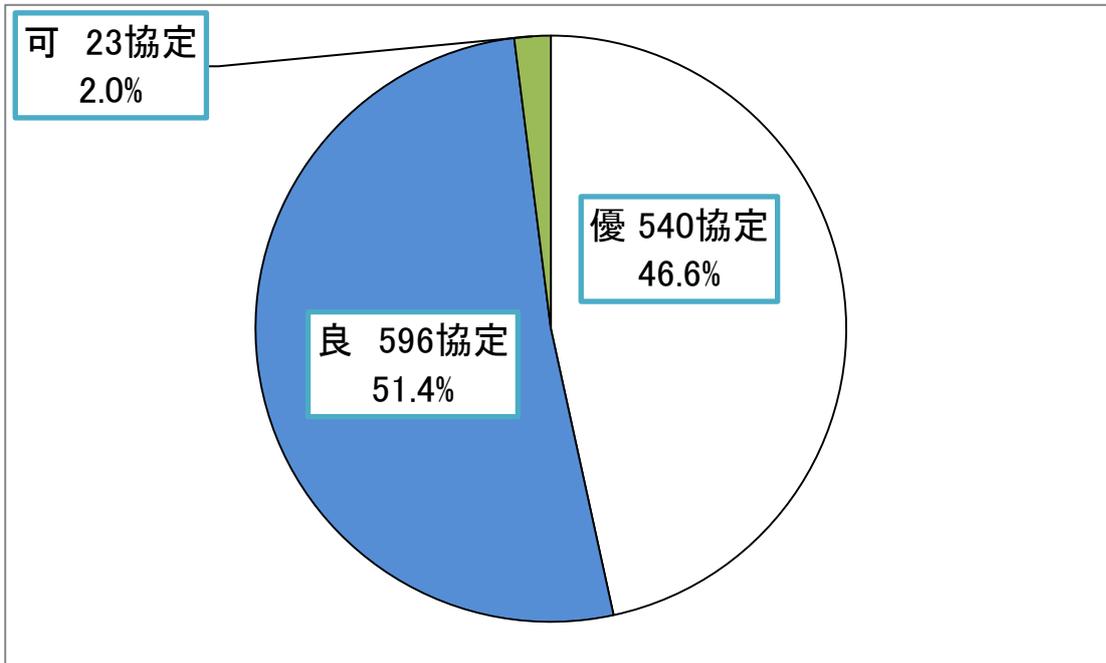
地事名	市町村名	① 集落マスタープランの実践				② 耕作放棄の防止等の活動				③ 水路・農道等の管理活動				④ 多面的機能を増進する活動			
		優良(◎)	適当(○)	要指導・助言(△)	返還等(×)	優良(◎)	適当(○)	要指導・助言(△)	返還等(×)	優良(◎)	適当(○)	要指導・助言(△)	返還等(×)	優良(◎)	適当(○)	要指導・助言(△)	返還等(×)
佐久	小諸市		32				31	1			32				31	1	
	佐久市		16				16				16				16		
	小海町	1	3				1	3			2	2			1	3	
	南牧村	2					1	1			2				1	1	
	南相木村		3				2	1			3				3		
	北相木村		1				1				1				1		
	佐久穂町		49				49				49				49		
	御代田町		1				1				1				1		
	立科町	3	20				8	15			22	1			4	19	
	小計	6	125	0	0	12	118	1	0	29	102	0	0	9	121	1	0
上小	上田市		26				24	2			26				22	4	
	東御市		26				26				26				26		
	長和町		12				12				12				12		
	青木村		23				23				23				23		
	小計	0	87	0	0	0	85	2	0	0	87	0	0	0	83	4	0
諏訪	岡谷市		1				1				1				1		
	諏訪市		3				3				3				3		
	茅野市		24				24				24				24		
	下諏訪町		1				1				1				1		
	富士見町		9	5			12	2			14				14		
	原村		6				6				6				6		
	小計	0	44	5	0	0	47	2	0	0	49	0	0	0	49	0	0
上伊那	伊那市		59				59				59				59		
	駒ヶ根市		1	5			4	2			5	1		1	2	3	
	辰野町		10				10				10				10		
	箕輪町		1				1			1					1		
	飯島町		4				3	1			4				4		
	南箕輪村		1				1				1				1		
	中川村		15				15				15				15		
	宮田村		2				2				2				2		
	小計	0	93	5	0	0	95	3	0	1	96	1	0	1	94	3	0
下伊那	飯田市		21				20	1			21				21		
	松川町		5				5				5				5		
	高森町		18				18				18				17	1	
	阿南町		19				19				19				19		
	阿智村		17				17				17				17		
	平谷村		2				2				2				2		
	根羽村		16				16				16				15	1	
	下條村		22				22				22				22		
	売木村		10				10				10				10		
	天龍村		3				3				3				3		
	泰阜村		16				15	1			16				16		
	喬木村		11				11				11				11		
	豊丘村		4	1			3	1	1		3	1	1		3	1	1
	大鹿村		8				8				8				8		
小計	0	172	1	0	3	167	3	0	3	169	1	0	3	167	3	0	
木曾	木曾町		22				22				22				21	1	
	上松町		18				18				18				18		
	南木曾町		26				26				26				26		
	木祖村		3				3				3				3		
	大桑村	6	1				5	2			7				6	1	
	小計	6	70	0	0	5	71	0	0	7	69	0	0	6	69	1	0
松本	松本市	1	49				50				1	49			1	49	
	塩尻市	1	17				18				1	17			1	17	
	安曇野市	2	13				2	13			1	14			15		
	麻績村		19				19				19				18	1	
	生坂村		7				7				7				7		
	山形村	1					1				1				1		
	筑北村		15				15				15				15		
小計	5	120	0	0	3	122	0	0	4	121	0	0	2	122	1	0	
北安曇	大町市		17				17				17				17		
	池田町		7				7				7				7		
	松川村		7				7				7				7		
	白馬村		5				5				5				5		
	小谷村		27	2			29				28	1			29		
	小計	0	63	2	0	0	65	0	0	28	37	0	0	0	65	0	0
長野	長野市	7	129	1			15	121	1		19	118			13	123	1
	須坂市	1	7				8				8				8		
	千曲市		10				9	1			10				10		
	坂城町		4				4				4				4		
	高山村		21				21				21				21		
	信濃町		10				10				10				10		
	小川村		5				4	1			5				5		
	飯綱町		22				21	1			22				22		
小計	8	208	1	0	15	198	4	0	19	198	0	0	13	203	1	0	
北信	中野市		16				16				16				15	1	
	飯山市		39				39				39				39		
	山ノ内町		13				13				2	11			13		
	木島平村		23				22	1			22	1			23		
	野沢温泉村		9				8	1			9				9		
	栄村		22				22				21	1			22		
小計	0	122	0	0	0	120	2	0	2	118	2	0	0	121	1	0	
合計	72	25	1,104	14	0	38	1,088	17	0	93	1,046	4	0	34	1,094	15	0

地事名	市町村名	⑤農用地等保全体制整備の実践				⑥ 体制整備の取組(A要件)				⑦ 体制整備の取組(B要件)				⑧ 体制整備の取組(C要件)				⑨ 加算措置			
		優良(◎)	適当(○)	要指導・助言(△)	返還等(×)	優良(◎)	適当(○)	要指導・助言(△)	返還等(×)	優良(◎)	適当(○)	要指導・助言(△)	返還等(×)	適当(○)	要指導・助言(△)	返還等(×)	適当(○)	要指導・助言(△)	返還等(×)		
佐久	小諸市		19				8							17							
	佐久市		7				3							5							
	小海町																				
	南牧村	2					1							1							
	南相木村	3												3							
	北相木村																				
	佐久穂町		19											19							
	御代田町																				
	立科町	3	7											10							
小計	8	52	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	55	0	0	0	0	0			
上小	上田市		2				1							1							
	東御市		20											20							
	長和町		4				1							3							
	青木村		2											2							
	小計	0	28	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0		
諏訪	岡谷市																				
	諏訪市		1				1														
	茅野市		24				13							21							
	下諏訪町		1				1														
	富士見町		9	5			7	2	2					14							
	原村		6											6							
	小計	0	41	5	0	0	22	2	2	0	0	0	0	41	0	0	0	0	0		
上伊那	伊那市		3				2							1							
	駒ヶ根市		3	3										6							
	辰野町		1											1							
	箕輪町																				
	飯島町		4				1							4							
	南箕輪村																				
	中川村		9				1							8							
	宮田村		2				2							2							
小計	0	22	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0			
下伊那	飯田市		14				8							9							
	松川町		4				2							3							
	高森町		14				9							13							
	阿南町		10											10							
	阿智村		11				11							11							
	平谷村																				
	根羽村																				
	下條村																				
	売木村		4				4							1							
	天龍村																				
	泰阜村		2				1							2							
	喬木村		11											11							
	豊丘村		1				1														
	大鹿村		2											2							
小計	0	73	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	62	0	0	0	0	0			
木曾	木曾町		2										2								
	上松町																				
	南木曾町		26				2							25							
	木祖村																				
	大桑村		1			1								1							
小計	0	29	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0	26	0	0	0	0	0			
松本	松本市		7											7							
	塩尻市		15				1							14							
	安曇野市	1	4			1	2				1			5							
	麻績村		12				1				1			11							
	生坂村		6			1								6							
	山形村																				
	筑北村		12											12							
小計	1	56	0	0	2	4	0	0	0	2	0	0	55	0	0	0	0	0			
北安曇	大町市																				
	池田町		7											7							
	松川村		7											7							
	白馬村		4											4							
	小谷村		29											29			1				
小計	0	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0	0	1	0	0			
長野	長野市		27			1	10							16							
	須坂市																				
	千曲市		4				1							3							
	坂城町		4											4							
	高山村		19				5	8						6							
	信濃町		9				1							9							
	小川村																				
	飯綱町		22											22							
小計	0	85	0	0	1	17	8	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0			
北信	中野市		7				1							6							
	飯山市		39				2							39							
	山ノ内町		11			2	8	1						10							
	木島平村		18				14	4						3		14					
	野沢温泉村		9											9							
	栄村		21				1							20							
小計	0	105	0	0	2	26	5	0	0	0	0	0	87	0	0	14	0	0			
合計	72	9	538	8	0	6	127	15	2	0	4	0	0	481	0	0	15	0	0		

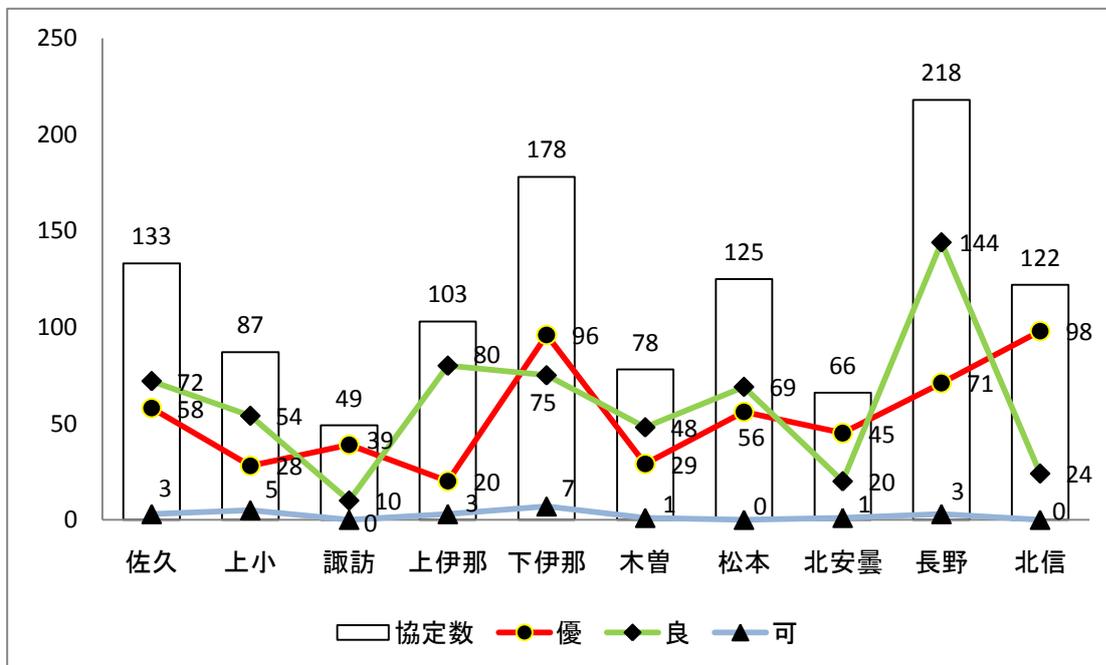
市 町 村 別 総 合 評 価 一 覧

地事名	市町村名	集落協定				個別協定				合 計				協定数
		優	良	可	不可	優	良	可	不可	優	良	可	不可	
佐久	小諸市	18	13	1						18	13	1		32
	佐久市	7	9							7	9			16
	小海町		4								4			4
	南牧村	2						2		2		2		4
	南相木村	3								3				3
	北相木村		1								1			1
	佐久穂町	19	30							19	30			49
	御代田町		1								1			1
	立科町	9	14							9	14			23
	小 計	58	72	1				2		58	72	3		133
上小	上田市	2	19	5						2	19	5		26
	東御市	20	6							20	6			26
	長和町	4	8							4	8			12
	青木村	2	21							2	21			23
	小 計	28	54	5						28	54	5		87
諏訪	岡谷市		1								1			1
	諏訪市	1	2							1	2			3
	茅野市	24								24				24
	下諏訪町	1								1				1
	富士見町	7	7							7	7			14
	原村	6								6				6
	小 計	39	10							39	10			49
	上伊那	伊那市	3	56				5			3	61		
駒ヶ根市		1	2	3						1	2	3		6
辰野町		1	9							1	9			10
箕輪町			1								1			1
飯島町		4								4				4
南箕輪村			1								1			1
中川村		9	6							9	6			15
宮田村		2								2				2
小 計		20	75	3			5			20	80	3		103
下伊那		飯田市	14	6	1						14	6	1	
	松川町	5								5				5
	高森町	14	4							14	4			18
	阿南町	10	9							10	9			19
	阿智村	11	6							11	6			17
	平谷村		2				1				3			3
	根羽村		16								16			16
	下條村	22								22				22
	売木村	4	6					1		4	6	1		11
	天龍村		3								3			3
	泰阜村	2	13	1						2	13	1		16
	喬木村	11								11				11
	豊丘村	1	3	1						1	3	1		5
	大鹿村	2	6					3		2	6	3		11
	小 計	96	74	3			1	4		96	75	7		178
木曾	木曾町	1	21							1	21			22
	上松町		18								18			18
	南木曾町	26				1				27				27
	木祖村		3								3			3
	大桑村	1	6					1		1	6	1		8
	小 計	28	48			1		1		29	48	1		78
松本	松本市	7	43							7	43			50
	塩尻市	15	3							15	3			18
	安曇野市	5	10							5	10			15
	麻績村	11	8							11	8			19
	生坂村	6	1							6	1			7
	山形村		1								1			1
	筑北村	12	3							12	3			15
	小 計	56	69							56	69			125
北安曇	大町市		17								17			17
	池田町	7								7				7
	松川村	7								7				7
	白馬村	4	1					1		4	1	1		6
	小谷村	27	2							27	2			29
	小 計	45	20					1		45	20	1		66
長野	長野市	23	113	1						23	113	1		137
	須坂市		8								8			8
	千曲市	4	5	1			1			4	6	1		11
	坂城町	4								4				4
	高山村	11	10							11	10			21
	信濃町	8	2							8	2			10
	小川村		4	1							4	1		5
	飯綱町	21	1							21	1			22
	小 計	71	143	3			1			71	144	3		218
北信	中野市	5	11							5	11			16
	飯山市	39								39				39
	山ノ内町	11	2							11	2			13
	木島平村	16	7							16	7			23
	野沢温泉村	8	1							8	1			9
	栄村	19	3							19	3			22
小 計	98	24							98	24			122	
合 計	72	539	589	15		1	7	8		540	596	23		1,159

## 総合評価の状況



## 地域別の内訳



市町村による制度の評価（成果と課題）

市町村名	制 度 の 評 価
小諸市	<p>（成果）</p> <p>①耕作放棄の発生防止 協定締結されている農地については適正に管理されており、また周辺の遊休農地を復旧して新たに協定に加えた協定もあり、耕作放棄地の抑制ができた。 近年、鳥獣害の被害も多くなってきていることから、鳥獣害対策を行っている協定が増え、それに伴い被害も減ってきている。</p> <p>②地域・集落の活性化 小学校の環境についての事業との連携、集落内や都市部の非農家及び子供たちとの農業体験等の行われ、地域・集落の活性化につながっていると感じる。</p> <p>③多面的機能の維持 周辺林地の下草刈、景観作物の作付け等が行われている。また、市民農園等の開設に向けた動きも出てきた。</p> <p>（課題） 共同利用機械を購入し事業に取り組んでいる協定も、制度がなくなってしまう、購入した機械等の維持管理ができなくなることを危惧している協定もある。 また、高齢化は避けてはとおれない道であり、制度があっても後継者の確保が難しい協定も出てきてしまう可能性もある。それを含めたうえでのC要件ではあると思うが、役員の負担が増えてしまうのではとの声もある。</p>
佐久市	<p>【成果】</p> <p>①耕作放棄の発生防止 協定対象農用地については良く管理されている。耕作放棄地を出してはならないという意識が浸透しており、参加者がケガをしても、すぐさま別の参加者が代わりに管理を行う等の取組みを行っている。この制度により、農地の保全と耕作放棄地の発生防止の効果が上がっていると思われる。</p> <p>②地域・集落の活性化 事業に取り組むことで、集落内での話し合いが持たれ地域農業の維持・振興が図られている。</p> <p>③多面的機能の維持 共同取り組みによって、水路・農道等の維持管理をはじめ周辺隣地の草刈り等を適切に継続することで、多面的機能を維持している</p> <p>【課題】 新規就農者等の新たな担い手を組み込んだり、後継者にバトンタッチしたりと多少は農家の平均年齢を下げるような動きもあるが、それ以上のペースで農家の高齢化が進んでいるため、多くの集落で担い手、後継者不足が心配される。</p>
小海町	<p>耕作放棄地の発生の防止や景観の保全・生態系の保全などの多面的機能の維持、地域・集落の活性化も協定を締結することで話し合いが増えるなど一定の効果がある。</p>

市町村名	制 度 の 評 価
南牧村	<p>毎年着実に取り組みを行っており、耕作放棄地の発生防止、集落機能の活性化など中山間地域の多面的機能の確保という制度の目的を十分果たしている。 今後も継続的かつ積極的な活動を行うことにより一定の成果が見込まれる。</p>
南相木村	<p>農業生産活動が不利である中山間地域にこの制度があることは、大変有効であると感じる。実際、耕作放棄農地の発生防止に協定参加者が役員中心に努力し、効果が出ている。計画に景観作物の作付け等を取り入れ、実施したことにより多面的機能の増進も図ることができた。総合的に評価すると制度を取り入れたことによる効果は大きく、中山間地域における農業に制度が寄与した部分は大きい。</p> <p>しかし、制度の内容が複雑であることから、全ての農家がきちんと理解して制度を取り入れたわけではない現実がある。そのため、取り組みを進めていく中で「交付金をもらうために最低限の作業を役員、行政から指示あったとおりに行なっている」という農家が少なからずいる。この制度の本来の目的である「耕作放棄地の発生防止、水源かん養機能・洪水防止機能等といった多面的機能の継続的・効果的な発揮」という理念が形骸化され、制度により行なう作業を単なる負担に感じてしまっている農家もあり、今後も継続的にこの制度に取り組む協定があるか難しいところもある。</p> <p>この制度が今後も存続することは望むが、多少公平性を欠くことになっても制度を簡素化することが必要に思う。簡素化し農家取り組みやすくして、「交付金をもらうこと」が目的ではなく、「耕作放棄地の発生を防ぎ、農地の多面的な機能を継続的に発揮していく」ことが目的として意識されるような制度、取り組みの指導・啓蒙が必要ではなかろうか。</p>
北相木村	<p>対象農地全てで作付があり、また高齢で耕作できない農地も隣接所有者が借り受け作付を行なうなど、耕作放棄地の発生防止になっている 第3期の事業に参加しなかった集落では、作付があった農地は以前と同様に農業生産活動が継続されているが、維持が主だった農地は管理されず荒廃地が目立つようになっている</p>
佐久穂町	<p>①耕作放棄の発生防止 当事業の成果により、協定農用地については農用地の維持管理が継続されているが高齢化等による労力不足は否めない。</p> <p>②地域・集落の活性化 獣害による被害防止などは、当事業の共同取組により集落が主体となり、ある程度の集落の活性化は図られている。</p> <p>③多面的機能の維持 景観作物や堆肥の施肥などは実施されているが、多面的機能という考え方は農家にとって理解が難しい。</p>

市町村名	制度の評価
御代田町	<p>①耕作放棄の発生防止に関しては、良好に耕作・維持管理がされている。</p> <p>②地域・集落の活性化に関しては、直売所の経営が安定した。また、「独立行政法人畜産草地研究所」との耕畜連携が生まれた。</p> <p>③多面的機能の維持に関しては、景観作物の作付けが定着している。</p> <p>④以上、全体的には優れた取組みが行われている一方で、協定参加者・役員等の高齢化問題に対処するとともに、参加者個々の積極性に関してより一層の向上を図る必要がある。</p>
立科町	<p>当町の取組集落は1協定を除き第1期からの継続集落である。本取組も3期目に入り、集落の農用地に対する耕作放棄防止の意識が非常に高まってきている。また、農業の危機感や集落の将来像についての関心も高まり、集落間の話し合いも増加しているようである。</p> <p>さらに取組により、共同取組の増加や、共同機械の購入により省力化等を先進的に取組んでいる集落も生じてきた。</p> <p>しかし、高齢化の比率も年々高くなり、担い手の育成と集落間の集団サポートが重視される中で、本制度の取組みやすい（集落への事務負担も含め）制度改善、また継続を強く望まれる。</p>
上田市	<p>各集落協定は、協定参加者どうしがお互いに協力して農用地及び水路・農道等の管理を行っている。そのことが、耕作放棄地の発生防止に現在のところ十分な成果を挙げている。アンケートや協定参加者への聞き取り調査などからもその効果が窺える。</p> <p>しかし、それが地域や集落の活性化にまでは結びついておらず、後継者や新たな担い手が不足気味の現状においては、組織としての“新陳代謝”が十分でないため、将来的には協定参加者の平均年齢が上がることによる活動力の低下が懸念される</p>
東御市	<p>①耕作放棄の防止に、一定の効果がある。</p> <p>②交付金が協定参加者のみへの交付のため、地域・集落全体への活性化にはつながっていないようだ。</p> <p>③多面的機能の維持に、一定の効果がある。</p>
青木村	<p>協定参加者の高齢化により、耕作が困難な農地が増加しつつあるが、本制度により農地としての機能を損なうことなく、適正な維持管理が実施されている。</p> <p>しかしながら、高齢化がさらに進み、次期対策が実施されたとしても集落協定が締結出来ない集落が発生する可能性がある。新たな担い手の確保が急務であるが、畦畔率の高い条件不利地であるため、耕作者が現れないのが現状である。</p> <p>人・農地プランの策定にあわせ、村と地域が一体となって方向性を模索していく必要がある。</p>

市町村名	制度の評価
長和町	<p>個々の農業者が集落協定に参加して共同取り組みを実施することにより、個々の農用地の保全から地域ぐるみによる農用地の保全活動が推進されており、農道・水路の維持管理や耕作放棄地の発生防止が図られている。</p> <p>また、多面的機能を増進する活動や農業生産活動等を通じて、地域の特性を生かした活動が発展してきている。</p> <p>しかしながら、協定集落の参加者の高齢化が課題となっていることから、長期を見据えた活動計画を策定することにより、継続的な体制整備や維持管理を図ることが必要と考えられる。</p>
岡谷市	<p>①耕作放棄の発生防止 農家の高齢化及び後継者不足ではあるが、すべての農用地について耕作放棄することなく活用されており、中山間地域直接支払事業は非常に有効であったと考えられる。</p> <p>②地域・集落の活性化 地域の農業者の掘り起こし等の取り組みのなかで、新規会員を募っている。新規会員が増っており活性化につながっている。</p> <p>③多面的機能の維持 周辺林地の伐採・下草刈りについて伐採計画を作成し、毎年共同作業取り組みが行われ、農地の日照不足が解消されるほか多面的機能の増進に効果があったと考えられる。</p> <p>岡谷市内において山際の条件の悪い農地については、著しく荒廃化が進んできているが、湊柄久保集落は第一期対策より継続実施することにより、耕作放棄の防止に中山間地域等直接支払事業は非常に有効であったと考えられる。</p> <p>湊柄久保集落は、高齢化・後継者不足により今後も8割単価の取り組みを行っていくことが精一杯と思われるため、耕作放棄地の防止に重点を置いた単価の見直しについて検討が必要と思われる。</p>
諏訪市	<p>①耕作放棄の発生防止 各集落の計画により取組を実施</p> <p>②地域・集落の活性化 話し合い・共同作業の充実</p> <p>③多面的機能の維持 周辺林地の草刈り、土壌流失に配慮した営農、輪作による農作物作付を実施</p> <p>各集落とも計画に沿って実施しており、達成 今後、高齢化による活動参加者の減少が課題となってくると思われる。</p>
茅野市	<p>①耕作放棄の発生防止 成果：農業者の意欲が向上し、農地の法面や水路・農道の管理に係る共同作業が活発に行われるようになった。 課題：農業者の高齢化、高齢者の減少に伴う労働力不足により共同作業の停滞が懸念されるため、新規就農者、営農組織等の労働力の確保は必要</p> <p>②地域・集落の活性化 成果：集落活動に対する住民の意識が向上し、集落の活性化や将来に向けた話し合いが活発に行われるようになった。 課題：集落外からの移住者受け入れに対しての集落内の意識改革と支援組織体制の整備</p> <p>③多面的機能を増進する活動 成果：農地や農道沿い等への景観作物の植栽、魚類・昆虫類の保護活動を行い自然生態系の保全や景観の保全等に効果をあげている。</p>

市町村名	制度の評価
下諏訪町	<p>①耕作放棄地の発生防止 町全体に言えることであるが、農家の高齢化、農業後継者不足が直近の問題であるが、この事業を取り入れている農用地は耕作等活用されているので、中山間地域直接支払事業は有効な事業だと考えられる。</p> <p>②地域・集落の活性化 萩倉地区において、農作業や共同活動を行うことによって新規会員の募集や農業活性化が図られたものとする。</p> <p>③多面的機能の維持 協定地周辺の林地の伐採・下刈りが、毎年、共同作業として計画的に実施されており、農地の日照・通風不足や獣害対策にも効果があり、多目的機能の増進に効果が発揮されている。</p> <p>下諏訪町においては、農業者の高齢化、耕作不利条件、獣害被害により農地の遊休農地の荒廃化が一段と進んでいる。 萩倉地区は、この事業を取り入れる前は耕作放棄地が多数存在したが、現在は耕作されており、耕作放棄地の防止には非常に有効な事業だと考えられる。 しかし、地理的条件等から面積拡大は難しいところであるが、拡大を推進していく必要がある。</p>
富士見町	<p>本制度に取り組んでいる集落においては、耕作放棄地の発生防止、適正な水路・農道等の保全管理などの効果が現れていることは、今回のアンケート調査からも見てとれる。また、集落内外の子ども達の農業体験による情操教育、景観作物作付け等農地の多面的機能の増進が図られるなど、さまざまな効果が現れてきている。多くの協定集落からは、本制度の継続を望む声が強く寄せられている。</p> <p>しかし一方では、協定参加者の高齢化にともない事業取り組みの継続に不安を持っている集落も少なくない。事務手続きや事業計画・実施に伴う役員への負担の集中なども問題となっている。</p> <p>以上のことから、事務の簡素化と交付要件の緩和など、高齢者が活用しやすい制度となる必要がある。</p>
原村	<p>①耕作放棄の発生防止 自作及び貸借により耕作放棄は発生しておらず、今後も貸借等により適切な管理が見込まれる。</p> <p>②地域・集落の活性化 各集落協定で計画された共同取組活動は適切に実施されているが、地域の活性化に直接つながる事業が少ない。共同取組活動の充実を求める。</p> <p>③多面的機能の維持 景観作物の作付けは計画通りに実施されている。作付面積も増加傾向にあり今後も継続して実施される見込み。</p>

市町村名	制度の評価
伊那市	<p>地域・集落の主体的な取り組みによって中山間地域の保全(鳥獣対策や耕作放棄の防止など)が達成されており、そういった主体的な取り組みや意識の形成は、本制度によるものが大きいと感じる。</p> <p>課題としては、有害鳥獣対策についてこの制度により一定の効果が見られるものの、被害は拡大傾向にあり、他の制度と一体となった取り組みや、より一層の努力が必要と思われる。またほとんどの集落で担い手不足・高齢化が問題となっており、行政や自治体としても担い手確保に向けた努力が必要と思われる。また協定違反を防止するために、制度内容の周知を、協定の代表者だけでなく協定参加者レベルまで徹底していくことも課題である。</p>
駒ヶ根市	<p>①耕作放棄の発生防止において、協定締結された農地には非常に効果があるが、耕作放棄の危険性の直面している農地は、協定締結を避ける傾向があったり、同集落内で協定外農地との不均衡差も生じており、農地制度の目的から見て課題がある。</p> <p>②地域・集落の活性化や多面的機能の維持に関しては、制度により非常に意欲的な取り組みが始まっており、大きな効果があったと言えるが、制度が打ち切られた場合に折角の活動が停滞してしまうことが懸念される。</p>
辰野町	<p>H24年度に実施した集落のアンケートから、本制度が辰野町の中山間地域における耕作放棄地の発生防止に大きく貢献しているということがわかった。また、本制度を活用し多面的機能の維持として、水仙や福寿草の作付けを実施している集落があり、イベント時には町内外から多くの人々が観賞に訪れ、地域の活性化にも繋がっている。</p> <p>今後の課題としては、協定参加者の高齢化による担い手の不足である。集落内で担い手の確保が困難な集落においては集落協定外から耕作者を確保するなど、体制整備単価のC要件を用いた集団的かつ持続可能な体制が整備できるよう町から集落に対して指導していきたい。</p>
箕輪町	<p>協定農用地が耕作放棄されないように草刈等を実施して保全管理をしている。また、集落では話し合いにより協議して共同取組活動を充実させている。</p> <p>多面的機能については、集落協定に定めた計画に沿って実施している。</p> <p>以上、マスタープランに沿って実施されているが、さらに充実した取り組みができるように集落全体で考えていくようにしたい。</p>
飯島町	<p>本制度により、協定農用地内での耕作放棄地発生防止の目的が守られているが、協定外の農地について耕作放棄地となっていくことが懸念される。高齢化が進む中ではあるが、担い手法人も参加する中での集落の取り組みに期待したい。</p> <p>地域・集落の活性化という点では、当町全域が本制度導入以前より、水路清掃・草刈りを始めさまざまな活動を集落単位で実施しており、本事業はその活動を支える形で効果が得られている。</p> <p>多面的機能の維持という点では、集落内の農地法面・耕作道の管理、水路改修等の活動が積極的に行われており、地域の中は地域で守る精神で取り組みをお願いしたい。</p>

市町村名	制度の評価
南箕輪村	<p>①耕作放棄の発生防止—耕作放棄地は共同作業等の効果により発生がない。</p> <p>②地域・集落の活性化—地域の農地は地域で守る取り組みがされている。</p> <p>③多面的機能の維持—計画的に景観作物（コスモス）が作付けされている。</p>
中川村	<p>耕作放棄地の発生防止については、集落協定内の取組の中でも重要視されており、一定の効果を上げている。また、取り組むべき事項の実施にあたって集落内の合意形成の必要性から、集落内での話し合いの機会が増え、活性化にもつながっている。</p> <p>併せて多面的機能維持の観点からも、地域の農業者以外の住民との連携による活動等も成果があり、各集落とも本制度を地域の中での重要事項として位置づけている。</p> <p>参加者（農業者）が高齢化しており、次世代への継承が課題となっている。</p>
宮田村	<p>①耕作放棄の発生防止については、耕作放棄地はもともと無く、現在もその状況を維持している。</p> <p>②地域・集落の活性化については、話し合いの充実等が図られた。</p> <p>③多面的機能の維持については、地域で積極的な取組が行われている。</p>
飯田市	<p>①耕作放棄の発生防止 第3期対策も3年が経過するが、中山間地域における高齢化等による耕作放棄の課題は深刻さを増しているが、協定内では返還という抑止力と、役員等による指導、管理が行われている事で発生防止に大きな成果をもたらしているのは間違いない。ただ、一方で、中山間地域であっても事業の対象とならないような平地で、比較的生産条件の良い場所でも遊休農地が増えている事で、集落全体の景観の悪化や、協定農地周辺の耕作放棄地化による影響については、同事業の協定者だけでは手がまわらないのが現状である。</p> <p>②地域・集落の活性化 当市が以前から取組んでいるグリーンツーリズムや、地元の意欲的な農業団体の活動と協定取組が連携する事で成果が高まり、そういった事例が近隣集落の良い刺激にもなり相互作用も見られるようになってきている。協定の締結や運営のために求められる合意形成や情報交換が新しい人材確保にもつながり、将来的にも継続できる体制を整えようとする動きも見えてきている。</p> <p>ただ、一方では2期同様の役員体制で継続している小・中規模協定では、逆に事業効果を協定内のみに収めたいという考えもあるため、地域全体の動きには参加せず、独立運営を望む考えがあり、合意形成の障害になるケースもある。</p> <p>③多面的機能の維持 ほとんどの協定が景観作物を推進や法面等の管理など、参加者が集落の景観保全に意識的に取り組んでいるのは、この事業が継続してきたからこそ定着できた良い成果であると思われる。また、意欲が高い集落にとっては、この要件の成果が他集落と比較しやすい成果の判断材料にもなっていると思われる。</p>

市町村名	制度の評価
松川町	<p>当制度に取り組むことにより、耕作放棄の発生防止や協定間の取り組みについても協力して行っている。現状のまま制度を残す必要があると思われる。</p>
高森町	<p>この制度により耕作放棄地の発生防止に非常に役立っている。また各集落でのまとまりも良く道路、用水路の保全に大きな効果が出ている。第4期の制度実現に期待している。</p>
阿南町	<p>高齢化による担い手不足の中、参加者の活動が耕作放棄の発生防止、多面的機能の維持に効果を発揮している。 一方、必ずしも集落全体の活性化に繋がっているとは言えず、若者がいない事が最大の課題となっている。</p>
阿智村	<p>交付金を有効に活用し中山間地域等の農用地の健全な保全活動に取り組み、農地の確保と遊休荒廃農地の減少が図られている。また、集落の団結、活性化に効果が現れている。多面的機能の維持に努めるという大義もあり本制度の継続は不可欠と考える。多くの参加者が継続を望む中で仮に本制度が廃止されれば耕作放棄地が一気に発生する危惧がある。 一方で高齢化を理由に次回への参加に躊躇している声もある。人・農地プランの作成が見込まれるが、本来この中山間の協定集落の取り組みがあるからこそ農地の利用集積計画も現実性がある。集落営農までいなくてもこの共同で取り組む集落、地域への支援は今後も必要である。若い人が参加しやすい形になればなおよい。</p>
平谷村	<p>①耕作放棄の発生防止については鳥獣被害対策を共同で実施していることにより今までに被害にあい農業意欲が薄れていたものが、改めて農業に意欲的に取り組むようになった。今後高齢化が進む中で制度終了後もいかに継続していくかが課題である。</p> <p>②地域・集落の活性化について農業に対する意欲が出てきたことにより、少しでも収益のあがる農作物の栽培に積極的に取り組むようになった。</p> <p>③多面的機能の維持として現在、観光農園や景観作物などの作付けをしているが、今後は、6次産業化等と観光を結びつけた農業の展開を進めていく必要がある。</p>

市町村名	制度の評価
根羽村	<p>① 耕作放棄の発生防止については、農業意欲が薄れ農地の荒廃化が進むのを抑え、改めて農業に意欲的に取り組むようになった。今後さらに高齢化が進み制度終了後も継続していけるかが心配である。</p> <p>② 地域・集落の活性化について直売施設での農産物販売など意欲が出てきたことにより、少しでも収益のあがる農作物の栽培に積極的に取り組むようになった。</p>
下條村	<p>下條村も高齢化や遊休農地等が進行する中で、当事業が平成12年度より制度化され、マスタープランや農業生産活動が明文化され、個々での活動や共同での取り組みが具体的になり、各対策期間ごとに目標に向かって集落の取り組みがなされてきており、農地の維持管理や集落機能維持に大きく貢献出来ている。ただし、今後については現状維持以上の成果は見込めないものの、当制度継続により集落機能維持に繋がり、次世代への引き継ぎ形態検討の場が残され、将来を見据えた集落全体の方向を探るきっかけとなるなど、当制度に大きな期待がかけられている。</p>
売木村	<p>近隣農地を電気牧柵で囲むなど鳥獣害対策等非常に効率的かつ効果的な成果がある。</p> <p>高齢化等担い手不足が大きな課題であり、直払い制度で耕作放棄地化が何とか免れている。今後金銭だけではなく過疎等の根本的な解決策を見つけなければならない状況にあると思われる。</p>
天龍村	<p>①耕作放棄の発生防止 3協定とも現在は耕作放棄地対策はできているが、草刈り管理でどうにか放棄地にならないようにしている。今後作付け等できれば良いが、参加者の高齢化もあり現状維持で精一杯と考える。</p> <p>②地域・集落の活性化 協定に参加しているおかげで、現状維持が図られていると考える。</p> <p>③多面的機能の維持 協定参加者の高齢化を踏まえても、よく維持されていると考える。</p>
泰阜村	<p>近隣農地を電気牧柵で囲むなど鳥獣害対策等非常に効率的かつ効果的な成果がある。</p> <p>しかし、高齢化等担い手不足は過疎の山村の大きな課題であり、この制度により耕作放棄地の発生を遅らせているが、根本的な解決策を見つけなければならない状況にあると思われる。</p>

市町村名	制度の評価
喬木村	<p>本事業に参加している協定地は、連帯責任としての義務感からかもしれないが、耕作又は維持管理がされている。したがって、本事業は耕作放棄防止、多面的機能の維持に対して一定の効果があると考え。また共同取組活動を通じて、集落内での繋がりが強まり、集落の活性化につなげていければよいと期待する。</p> <p>しかし、本事業が終了した場合に、集落で農地の維持をしていくような体制にはなっていない。また、本事業の第4期が実施されたとしても、協定者の多数が高齢のため、協定に参加することができない見通しの協定地が複数ある。</p> <p>事業終了後も継続して農地を守るという点で課題が残る。</p>
豊丘村	<p>①耕作放棄の発生防止 どの集落においても着実に農地の保全・管理の意識は高まっている。</p> <p>②地域・集落の活性化 共同取組活動が充実したことにより、活性化しつつある。</p> <p>③多面的機能の維持 どの集落も概ね活動計画に沿って取組みが実施されていると見受けられる。</p>
大鹿村	<p>①耕作放棄の発生防止 協定が締結された農地は管理がされており、耕作放棄地を出してはならないという意識があり、耕作放棄地の発生防止につながっている。しかし、構成員の高齢化や担い手の確保が困難なことにより管理が難しい集落も少なくない。</p> <p>②地域・集落の活性化 集落の話し合いや共同活動の取組みにより活性化となっている。</p> <p>③多面的機能の維持 景観作物の植栽等の活動を通じて、農地の保全や地域の環境保全としての効果があった。</p> <p>各集落とも一生懸命取り組んでいるが、高齢化や担い手不足等より、今後も農地の保全ができるかが課題であり、集落の将来像を見据えた体制をつくることが急務である。また、この制度の継続と要件の緩和を望みます。</p>
木曾町	<p>①耕作放棄の発生防止 高齢により耕作できない農地を利用権設定等により近隣農家が借り受けるなど、協定内において良い対応がなされている。</p> <p>②地域・集落の活性化 集落ごとしっかりとまとまっており、共同活動に取り組むことにより更なる活性化につながっている。</p> <p>③多面的機能の維持 周辺林地の下草刈りや、畦畔に花を植えるなど協定ごと積極的に取り組まれており維持されている。</p> <p>【課題と対策】 高齢化や有害鳥獣被害、担い手不足等により農家の耕作意欲が低下している。集落内での話し合いや、他集落との情報交換の場を積極的に設けることで、耕作意欲の向上につなげたい。</p>

市町村名	制度の評価
上松町	<p>耕作放棄の発生防止については、本制度の根幹ともいえる対策であるため、集落はもちろん各関係機関と連携を図り工夫を凝らして取り組んでいる。しかし、近年増加傾向にある有害鳥獣による農作物被害に対しては、これといった解決策が無い状態であり、高齢化の進展もあいまって耕作意欲が減退気味の農家が見られる。</p> <p>地域・集落の活性化という点では、本制度により集落内で寄り合い等の機会が増えたことにより、地域コミュニティの維持が図られた。</p> <p>農村が持つ多面的機能の面では、景観作物の作付けや周辺隣地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥を中心に、ホタル水路の管理活動も行われるなど、農村風景の維持に取り組まれている。</p> <p>今後は更なる制度継続に向け、高齢化対策（担い手の確保）や有害鳥獣対策について集落と行政、各関係機関が一体となって積極的に取り組んでいく必要があると思われる。</p>
南木曾町	<p>①耕作放棄の発生防止 制度の導入により、営農が継続し耕作放棄地の発生防止に貢献している。</p> <p>②地域・集落の活性化 集落（協定農家以外を含む）の協働による、農道や水路の管理活動等を通じて、地域コミュニティの形成に貢献している。</p> <p>③多面的機能の維持 協定活動を継続することにより、農村田園風景の保全が図られている。</p> <p>※課題 農家の高齢化が今後も進展するものと思われる。営農の継続のために制度の継続とともに、営農組織・担い手の育成に努める必要がある。</p>
木祖村	<p>①耕作放棄の発生防止 話し合いの継続により成果あり</p> <p>②地域・集落の活性化 共同取り組み活動の実施により成果あり</p> <p>③多面的機能の維持 景観に配慮した作付けや水田の維持により成果大</p>
大桑村	<p>①耕作放棄の発生防止 高齢者所有地への応援</p> <p>②地域・集落の活性化 草刈等への非農家の参加</p> <p>③多面的機能の維持 堆肥の施肥実施</p>
松本市	<p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地発生の抑制。</li> <li>・話し合い回数増加による、地域内の繋がり。</li> <li>・水路及び農道等の適正管理。</li> <li>・鳥獣被害の減少。</li> <li>・景観作物の作付けによる集落内の景観美化。</li> </ul> <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化と担い手不足</li> <li>・役員の仕事負担。</li> </ul> <p>（改善・見直しの方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事負担の軽減。</li> </ul>

市町村名	制度の評価
塩尻市	<p>①耕作放棄の発生防止：どの集落においても着実に農地の保全・管理の意識は高まっている。</p> <p>②地域・集落の活性化：集落ごとにバラつきが見られる。絶対的な代表者及び役員が存在、また集落の規模（参加者・農用地が多ければ多いほど個々の意識にズレが生じている）にも起因していると考えられる。</p> <p>③多面的機能の維持：どの集落も活動計画に沿って取り組みが実施されていると見受けられる。</p> <p>集落協定代表者を通じて、また代表者・役員による自主的な指導・声掛けにより農地保全の徹底を呼びかけた結果、以前に比べ圃場の管理が行き届いていた。しかし、いくつかの集落においては協定参加者間に温度差が存在し、指示がなければ取り組まないなど意識の低さが見受けられた。</p> <p>今後は市による協定参加者個々への個別指導も積極的に行っていく必要がある。</p> <p>また、全集落に対し、総会など協定参加者全員及び市とが顔を合わせる機会を今以上に多く設け、皆が同じ意識のもとで、同じ方向を向いた事業の推進を促す。</p> <p>今一度初心に戻り、代表者及び協定参加者全員にもう一度協定農用地の位置・現状の再確認を実施させ、「農地を潰させない 荒廃させない」の合言葉を徹底させる。</p>
安曇野市	<p>【成果】</p> <p>①集落内での寄り合いの回数が増え、集落の課題や将来像について話し合う場が増えた。</p> <p>②地域の連帯感の向上や、活性化につながった。</p> <p>③機械の共同利用や、担い手への農内集積、農作業委託への取り組みが始まっている。</p> <p>④一部の集落においては他集落との共同収穫祭や、地元子ども会、育成会との農業体験等集落外との交流が恒例化されてきた。</p> <p>⑤耕作放棄の発生防止、多面的機能の維持に効果があった。</p> <p>⑥3集落において、共同活動が定着化したことにより地元による自力施工により獣害防護柵が設置され、その効果がでている。</p> <p>【課題】</p> <p>①高齢化と担い手不足で農内の維持管理で精一杯</p> <p>②若いリーダーの育成が課題</p> <p>③鳥獣害対策・協定外の周辺耕作放棄地を含めた維持管理等、集落の将来像を見据えた体制づくりが必要</p>
麻績村	<p>制度に取り組んでいる成果として、耕作放棄の発生を防止し、地域・集落の活性化が図られ、多面的機能が維持されていることがおおいに認められる。</p> <p>今後の課題として、農村基盤が弱体化している中での今までの取り組みの継続性が挙げられる。必要に応じて協定締結集落への指導等を実施していく。</p>
生坂村	<p>協定集落は、計画に沿って着実に取り組みを実施しており、集落管理によるそばや大豆・麦などの共同栽培や電気柵、侵入防止柵の維持管理やサフォーク放牧等により耕作放棄地抑制に努め、確実に効果を上げるとともに活性化も図られている。</p> <p>今後、過疎化高齢化の進行による担い手不足等心配され、それぞれ集落にあった活性化策を進めていく必要がある。</p>

市町村名	制度の評価
山形村	<p>補助金を交付することで、集落の耕作放棄地の発生防止になっている。また、共同の取り組みなど集落内の活動に参加することで、地域内のつながりが強くなっている。多面的機能の維持については、目に見える形での成果が出ていないため実施方法に検討を要する。</p>
筑北村	<p>耕作放棄されそうな農地については、集落の共同管理により防止されている。また、上記の農地や農道・水路等共同で利用する施設の管理を集落で話し合うことにより集落内のまとまりが強くなったが、今後、参加者の高齢化が進み、共同でも管理ができなくなる場合も心配されるので、新たな担い手の確保等検討していくことが必要。</p>
大町市	<p>①耕作放棄の防止効果は非常に高いものであると思われるので、今後事業が途切れぬよう平成27年度以降も継続が望まれる。  ②集落によっては、子どもと一緒に作業を行っているところなどもあり、地域の世代交流等が図られている側面もあるが、多くの集落は後継者不足に悩んでいるということが実態である。  ③中山間地域は多くが市内でも過疎地域であり、農地を維持・管理するだけで精一杯といった状況の中、多面的機能を図るといったことに発展することが非常に厳しい集落もある。</p> <p>(成果)  中山間地域直接支払制度は非常に大きな効果がある。</p> <p>(課題)  後継者不足を認識していながら、多くの集落は集落完結型農業を望んでおり、結果現状を維持する事すら危うい状況を招いている。若い世代や農業を知らない人を対象にした交流事業などこれから20年ぐらい先を見据えた事業を要望したい。  5年ごとでなく永久的な位置付けでこの制度を継続してもらいたい。</p>
池田町	<p>本事業による共同活動等を行うことで、耕作放棄の発生防止や多面的機能の維持、集落の活性化等に高い効果を発揮している。  農業生産活動等の継続に向けた活動として、全集落とも〇要件を選択しているが、支援主体である集落営農組合や集落農用地利用改善組合の構成員の高齢化が進んでおり、課題となっている。  第3期対策は平成26年度までだが、それ以降制度が廃止されると、農地の荒廃等が懸念されるため、今後も継続的な支援を強く望む。</p>
松川村	<p>耕作放棄地の発生も全集落で防止しており、集落内での話し合いにより鳥獣害対策、農道、水路の維持管理の徹底が図れ、事業全体が順調に遂行されている。また、高齢化や後継者問題等による農業離れが懸念されるが、共同取組活動も活発に行われ、非常に大きな成果がある。</p>

市町村名	制度の評価
白馬村	<p>(成果)</p> <p>① 耕作放棄の発生防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落協定を締結することによって、耕作放棄の発生を防止しようとする農業者の意識が高まり、また、協定参加者の連携も密になったことで、耕作放棄の発生を未然に防止することができていると考える</li> <li>・ 更に、集落協定には含めない既耕作放棄地を適切に管理することや、周辺林地を管理することで、周辺農地への悪影響を回避することができていると考える</li> </ul> <p>② 地域・集落の活性化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落協定の締結を契機として集落内の話し合い活動が活発化したと考える</li> <li>・ また、話し合い活動が活発化したことで、水路・農道等の維持管理、集落環境の整備といった集落単位の活動について、実行レベルへの移行がスムーズになったと考えられる</li> <li>・ 活発な集落単位の活動を通じて、本制度は地域・集落の活性化に大きく貢献していると考ええる。</li> </ul> <p>③ 多面的機能の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落協定に基づいて、協定農用地では耕作放棄の発生が未然に防止され、農業生産活動（耕作、水路・農道等の維持管理）が適切に継続されていることが、制度の目的である多面的機能の確保につながっていると考える</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各集落協定ともに集落協定参加者の顔ぶれは開始時とほとんど変わらず、農業従事者の高齢化と後継者不足は深刻である</li> <li>・ 担い手の確保、集落営農の育成が急務であるといわれる中、比較的生産条件の有利な地域では農業生産法人が担い手として活動しているが、生産条件の不利な地域において担い手や集落営農に動きはみられない</li> <li>・ 本制度の対象となる中山間地域に限っては、本制度のような特有の対策が引き続き必要であり、その中で一律的ではない担い手が育成、確保されることを期待する</li> </ul>
小谷村	<p>耕作放棄地の発生防止及び遊休農地を活用するにあたり、集落内の活動原資として本交付金が活用されている。村の振興作物として位置づけた「信州小谷そば」は交付金を活用した結果、振興作物まで位置づけられた作物であり、加えて、集落周辺農地の景観向上にも効果がある。</p> <p>現在当村では、中山間地域等直接支払制度を活用・推進することで農地の荒廃防止に繋がっているが、制度がなくなった場合、高齢化の加速・労働力の減少・効率化が図れない小区画農地等の問題があることから、耕作放棄地が加速する可能性がある。</p> <p>高齢化の加速・労働力の減少を補う手段として、集落営農組織・農事組合法人・作業受託組織の育成が急務となっている。交付金の個人配分割合を少なく、共同取組活動費に多く交付金を充てることで、共同農作業機械の購入等集落全体で農地・景観を維持していくという農地維持方策を今後も推進することで農村環境保全を行いたい。</p>
長野市	<p>この制度により、耕作放棄地の発生防止が図られている。また、災害抑制にもつながっている。</p> <p>しかしながら、現場の声を聞くと、山間部の集落ほど、高齢化及び後継者不足が深刻な問題となっている。</p>

市町村名	制度の評価
須坂市	<p>①耕作放棄の発生防止、 本制度の根幹的な趣旨であり、平成12年の事業スタートから現在まで大きな成果を残していると同時に農業者の耕作意欲を喚起させ、協定活動を通じて自作地の管理のみでなく、集落の生産基盤全体を互いに守る意識が増えた。自主的な取組みを実施する協定もあり、たいへんありがたいことでもあります。 共同取組活動に供される交付金の用途の多様化・充実化を図りたい。</p> <p>②地域・集落の活性化 耕作放棄地を利用して、協定以外の人を交えてイベントを行う集落があるなど、集落の活性化に通じるイベントも開催されていることから、一層の充実を図りたい。</p> <p>③多面的機能の維持 景観作物の作付が行われているが、実施エリアが比較的狭いなどの課題があるため、一層の充実を図りたい。</p>
千曲市	<p>すべての集落（個別）協定において、概ね計画通り実施されておりました。 また、話し合いや共同作業の場が集落としてのまとまりを強くし、自分たちの集落は自分たちで何とかしようという意識が高まっておりました。 課題としては、集落協定の周辺において集落に含まれていない農地が耕作放棄地となっている状況があり、今後より一層検討していく必要があります。</p>
坂城町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄の発生防止 保全管理地について荒廃しそうな箇所は、集落内で協働して作業する。</li> <li>・多面的機能の維持 非対象農家等との協働作業により取り組む。</li> </ul>
高山村	<p>本制度を利用して、各集落において、農地の保全、農地が有している水源かん養機能等の多面的機能を維持するための活動が展開され、村の恵まれた自然環境の保護、美しい農村の原風景を維持する活動としても一定の成果があると思われます。 一方、協定参加者の高齢化が大きな課題であり、制度基準の簡素化、集落協定間を超えた村ぐるみの活動支援や集落事務負担の軽減が必要と考えます。</p>
信濃町	<p>①耕作放棄の発生防止は、簡易な基盤整備を併せて進めることが望ましい。 ②地域・集落の活性化は、地域行事と連動した取組として充実を図る。 ③多面的機能の維持は、災害防止や自然環境の保全と併せ更なる取組を促したい。</p>
小川村	<p>①耕作放棄の発生防止については、事業を理解し積極的に取り組んでいる。 ②地域・集落の活性化については、事業を理解し積極的に取り組んでいる。 ③多面的機能の維持については、草刈りを行うなど取り組んでいる。 各地区とも、積極的に取り組んではいるが、年々高齢化しており、今後、現状どおりに事業が継続できるか不安要素は残る。</p>

市町村名	制度の評価
飯綱町	<p>① 耕作放棄の発生防止 耕作ができなくなった者の所有する農地については、集落の役員を中心に借手や委託先のアドバイスなどをする中で、集落内外の担い手等により耕作ができてきている状態であるが、借手が見つからない場合で不耕作の農地については集落で荒廃地となることのない様に管理をしているところであるが、条件の悪い場所等については、最低限年1回の耕起をしてはいるが、この制度がなければ、又は無くなると、維持ができない可能性が高い。 また、集落全体で高齢化がすすんでおり、特に役員が高齢化していく状況があり、集落の中で制度の運営・管理が年々難しくなっている状況も見られる。 活動としては、農道や用排水路の改修に取り組む集落が多いところであるが、農業生産活動を継続して行っていく上で、大変重要なことであるため、老朽化や破損に対応できるこの制度の重要性は高い。 しかしながら、手作業での修理や改修には限度があり、機械作業に頼らざるを得ないところもあり、集落内の作業設備を持った業者等に委託する方法をとらざるを得ない部分もあり、補助額との問題等で今後対策が必要となる場合があると考えられる。</p> <p>② 地域・集落の活性化 集落内の会合や研修会など、また、地区（行政区）を跨いで協定締結している集落の会議等は、他地区の人たちの交流の場も兼ねられており、地域農業の将来等を互いに考える場にもなっているため、地域の活性化に繋がっているものと思われる。</p> <p>③ 多面的機能の維持 景観作物の栽培に取り組む集落が多いが、積極的に取り組んでいる集落がある一方で、交付金対象となる必須条件のため行っているという集落もあるように感じる部分もある。</p> <p>④ 制度、交付金等 耕作不可能から荒廃地となりえる農地や、水路等が老朽化し機能が果たせなくなる恐れがある施設等について、この制度があるために農業設備の改修等や、不耕作地の管理を集落全体で行うことができ、また、地域の農業についてみんなで考える場にもなっており、地域農業を守る、又は農地の管理等に大変ありがたく、意義がある制度であると思われる。 第4期も引き続き存続を望むものである。</p>
中野市	<p>①共同作業の取組による、協定参加による話し合いにより、農用地の管理方法の確認等を行う中で、協定参加者間による監視体制が構築され、耕作放棄地の発生防止に努めている。</p> <p>②各集落による話し合いの場が増え、協定参加者同士の連帯感も生まれ団結力が強くなっている。共同作業により新たな発見も得られることが多いと聞く。先輩農業者から水路、農道など昔の苦労話や由来など、また、高齢農業者のほ場を今後どうするかなど、地域農業の今後について検討する場になっている。</p> <p>③上記①②による成果に加え、区や集落内外の農業者間の補正（平地農業者との農業生産条件の不利を補正）する効果が認められる。</p>
飯山市	<p>本制度の実施により、集落内でのサポート体制や今後の集落のあり方などがより話し合われ、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の維持に一定の効果があがっている。 今後の活動の継続にあたっては、高齢化した協定者の世代交代を進めるため、中核となる農業者や組織等の育成の更なる取組みが重要である</p>

市町村名	制度の評価
山ノ内町	<p>①耕作放棄の発生防止 集落協定制度による集落内での話し合いの充実を皮切りに、協力体制等が確立してきており、耕作放棄の発生防止に繋がっている。</p> <p>②地域・集落の活性化 集落協定制度により集落内で話し合いの場を持つ機会が増加しており、集落の将来像等の意見を交わす機会が増え、活性化に繋がっているといえる。</p> <p>③多面的機能の維持 各集落で、景観作物の作付けによる美化意識の向上や周辺林地の下草刈りによる有害鳥獣の被害抑制など、積極的に取組が実施されており、多面的機能の維持に繋がっている。</p>
木島平村	<p>①協定集落内の農地については、耕作放棄の発生防止に非常に効果がある。</p> <p>②地域・集落の活性化については、協定内では効果は見られるが、地域全体では今ひとつ効果が薄い。</p> <p>③各集落とも堆肥補助が活発に行われている。</p>
野沢温泉村	<p>①耕作放棄の発生防止 交付金を個人分と共同取り組み活動分のおよそ1/2ずつ配分することが耕作放棄地の防止につながっています。 個人の収入が増えれば、耕作意欲も継続し、耕作放棄地の発生を防止します。水路や農道の維持管理には、マンパワーと経費がかかるため、地域ぐるみの共同取り組み活動が不可欠です。どちらのお金も大切で、そのバランスが重要です。集落の皆さんにより、その割合を決めてもらうことが重要だと思います。</p> <p>②地域・集落の活性化 地域や集落に元気がないと、地域の農地の維持管理は難しいです。条件の悪い中山間地域ではなおさらです。地域を元気にするためにも、共同取り組み活動分の交付金を地域振興等にも活用しながら、集落の活性化を図っていく必要があると思います。</p> <p>③多面的機能の維持 農業・農村が持っている多面的機能は、人々の社会生活に大きく貢献しています。しかしながら、条件の悪い中山間地域の農地を維持することは簡単ではありません。私たちは、その中山間地域で暮らしています。地域の農業者が、今後も農業を継続できるような制度で継続して欲しいです。</p>
栄村	<p>農業従事者の高齢化に加え担い手の少ない地域であるが、この制度を利用し、耕作放棄地抑制、農道や水路の維持管理や改修も行っている。また、生産活動にも意欲的に活動している。しかし、昨年の東日本大震災では、農地及び農業用施設のみでなく家屋も被災し、離村や離農を余儀なくされた。耕作放棄地の抑制、今後の生産活動と生活のために、被災農家に最大限復旧工事に賛同していただき、復旧工事を実施した。その中復旧工事等に阻まれ思うように活動が出来ない協定もあったがよく活動していると思われる。国や県の政策で、農地の復旧工事も終盤を迎える事が出来た。完全復旧となるには、数年を要すると思われるが、26年度に向け努力したい。26年度以降も本制度の継続を望む。</p>

## 市町村に対するアンケート調査集計表

質問事項	回答数	割合
問1 中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加を防止する効果があると思いますか。	72	100.0%
①非常に大きな効果がある	32	44.4%
②それなりの効果がある	40	55.6%
③あまり効果はない	0	0.0%
④全く効果はない	0	0.0%
問2 本制度に取り組んでいなければ、当該協定農用地については平成22年度～平成26年度の5年間でどのくらいの農用地が耕作放棄されると思いますか。	72	100.0%
①全て	0	0.0%
②5割以上	1	1.3%
③4割程度	7	9.7%
④3割程度	21	29.2%
⑤2割程度	22	30.6%
⑥1割程度	18	25.0%
⑦耕作放棄されない	3	4.2%
問3 本制度は、国土保全や保健休養機能等の多面的機能を増進、維持保全する効果があると思いますか。	72	100.0%
①非常に大きな効果がある	28	38.9%
②それなりの効果がある	42	58.3%
③あまり効果はない	2	2.8%
④全く効果はない	0	0.0%
3-1 【問3で①又は②と答えた方にお聞きします。】多面的機能の増進または発揮として具体的にどのような効果があったと感じますか。 (複数回答可)	197	—
①生態系の保全	31	44.3%
②災害の抑制	33	47.1%
③水源のかん養	29	41.4%
④観光・保健休養の場の提供	12	17.1%
⑤情操教育	5	7.1%
⑥景観の保全	65	92.9%
⑦地域社会・文化の保全	21	30.0%
⑧その他	1	1.4%

質問事項	回答数	割合
3-2 【問3-1で②と答えた方にお聞きします。】災害の抑制とは具体的にどのような災害が防止されていると思いますか。(複数回答可)	59	—
①土壌浸食	21	63.6%
②土砂崩壊	27	81.8%
③洪水	6	18.2%
④火災	5	15.2%
⑤その他	0	0.0%
問4 本制度は、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があると思いますか。	72	100.0%
①非常に大きな効果がある	30	41.7%
②それなりの効果がある	42	58.3%
③あまり効果はない	0	0.0%
④全く効果はない	0	0.0%
問5 平成22年度からの新たな対策で、地域で効果的と思われるものは何ですか。(複数回答可)※72市町村より回答有	146	—
○要件の見直し等	75	—
① 1ha以上の団地要件の緩和(小区画の飛び地も協定の対象に追加)	49	68.1%
② 交付金返還の免責事由の追加(農業後継者の分家住宅への転用、自己施工による農道・水路への転用)	19	26.4%
③ 一農業者等当たりの受給額の上限100万円の取扱い(役員報酬及び共同取組活動の日当について農業者個人への交付額に含めない)	7	9.7%
○体制整備要件	67	—
(A要件)	23	—
④ 協定農用地の拡大	13	18.1%
⑤ 農業生産条件の強化	1	1.4%
⑥ 多面的機能の確保	9	12.5%
(C要件)	44	—
⑦ 集団的かつ持続可能な体制整備	44	61.1%
○加算措置	4	—
⑧ 小規模・高齢化集落の対象農用地を取り込んだ場合の加算	3	4.2%
⑨ その他(特になし)	1	1.4%
問6 市町村内に対象農用地要件を満たす小規模・高齢化集落はありますか。	72	100.0%
① 小規模・高齢化集落があり、加算措置を適用する協定がある	0	0.0%
② 小規模・高齢化集落があるが、加算措置を適用する協定はない	38	52.8%
③ 小規模・高齢化集落がない	34	47.2%
6-1 【問6で②と答えた方にお聞きします。】加算措置を適用する協定がない理由は何ですか。	38	100.0%
① 近隣集落は自分の集落で手一杯で支援する余力がないため	33	86.8%
② 近隣集落が支援する余力はあるが、支援労力に比べ加算金額が低すぎるため	0	0.0%
③ 近隣に支援できる距離にある集落が存在しないため	4	10.5%
④ その他(既に協定に参加しているため)	1	2.7%

質問事項	回答数	割合
問7 市町村内にC要件に取り組んでいる集落協定はありますか。	72	100.0%
①ある	56	77.8%
②ない	16	22.2%
7-1 【問7で②と答えた方にお聞きします。】どのような理由によりC要件の取組がなかったと考えますか。(複数回答可)	18	—
① 協定農用地のほとんどが営農継続の可能な担い手に集積され、C要件に取り組む必要性がなかったため	5	31.3%
② 協定書に役割分担する者を明記することについて合意を得られなかったため	1	6.3%
③ 協定参加者内に役割分担できる者がおらず、外部からの担い手も見込めなかったため	8	50.0%
④ A要件又はB要件を選択したため	3	18.8%
⑤ その他	1	6.3%
問8 市町村内に高齢化率・耕作放棄率の高い農地はありますか。	72	100.0%
① 該当する農地があり、基本方針に対象農用地として位置づけている	17	23.6%
② 該当する農地はあるが、基本方針に対象農用地として位置づけていない	15	20.9%
③ 該当する農地はない	16	22.2%
④ 把握していない	24	33.3%
8-1 【問8で②と答えた方にお聞きします。】高齢化率・耕作放棄率の高い農地を基本方針に対象農用地として位置づけない理由は何ですか。(複数回答可)	16	—
① 平地を対象農用地とすることで、地域間の不公平感を煽ることとなるため	2	13.3%
② 高齢化が著しく進行し、協定の締結が見込めないため	12	80.0%
③ 担い手への利用集積が進行しつつあり、これ以上耕作放棄地が増加しないと見込まれるため	0	0.0%
④ 財政上の理由のため	1	6.7%
⑤ その他	1	6.7%
問9 東日本大震災を契機に都市部から移住や就農等の人の動きが増えたと感じますか。	72	100.0%
① 震災発生以降、そのような動きが増えている	7	9.7%
② そのような動きは以前からあり、震災以降増えたとは感じない	9	12.5%
③ そのような動きはない	46	63.9%
④ 把握していない	10	13.9%
問10 今後、都市部からの移住や就農等、人を呼び込むための取組を行う予定がありますか、又は取り組んでみたいと思いますか。	72	100.0%
① 既に取り組んでいる	21	29.2%
② 取り組む予定がある	2	2.8%
③ 取り組むことを検討している	8	11.0%
④ 具体的な検討はしていないが取り組んでみたい	27	37.5%
⑤ 取り組む予定はない	12	16.7%
⑥ 把握していない	2	2.8%

質問事項	回答数	割合
10-1 【問10で①又は②と答えた方にお聞きします。】取組の具体的内容を教えてください。		
主な内容 ・空き家情報を空き家バンクとして一元管理・情報提供 ・不動産業者との連携 ・新規就農パッケージ事業(家・農地・農機具・準備金)や里親制度等各種事業の活用 ・移住交流専門部局の設置 ・大都市圏等における新規就農フェア等説明会へ参加 ・ワーキングホリデー、クラインガルデン等の実施 ・NPOと連携し農村交流体験を実施 ・地域おこし協力隊等を組織し、地域資源掘り起こし ・生活支援給付による支援 等		
問11 農業者の高齢化に伴い、集落協定における事務処理が負担となっているとの声を耳にしますが、集落の事務局機能の体制強化に向けてどのような指導を行っていますか。	72	100.0%
① 協定参加者に農業団体、NPO、市町村OB等を受け入れ、協定内で事務処理を完結するよう指導している	8	11.1%
② 現行の協定は維持した上で、農業団体やNPO等への事務処理の外部化を指導している	1	1.4%
③ 集落協定の連携・統合・再編を促進し、協定参加者の中から事務処理にすぐれた人を確保するよう指導している	8	11.1%
④ 集落協定の連携・統合・再編とともに、農業団体やNPO等への事務処理の外部化を指導している	0	0.0%
⑤ 特に指導はしていない	46	63.9%
⑥ その他(説明会、地区営農組合、土地改良区等が実施 等)	9	12.5%
11-1 【問11で③又は④と答えた方にお聞きします。】協定の連携・統合・再編に当たっての課題があれば教えてください。(複数回答可)	20	—
① 広範にわたる協定の事務や会計作業を担える適格者がいない	7	87.5%
② 広域化により、関係する集落や参加者の間で意見がまとまらない(まとめていける力量をもつリーダーがいない)	5	62.5%
③ 専任の事務職員設置等による事務局の経費増について参加者の理解が得られない	1	12.5%
④ 農地・作業の受け皿となる担い手や集落営農組織がいない	3	37.5%
⑤ 特に課題はない	3	37.5%
⑥ その他(特に指導はしていない)	1	12.5%
問12 人・農地プランを策定するに当たり、集落協定をどのように活用していますか。(複数回答可)※72市町村より回答有	74	—
① 集落協定を単位として人・農地プランを策定(予定を含む。以下同じ。)している	8	11.1%
② 単一の集落協定を中心に、交付金の対象となっていない近隣集落を含めた範囲で人・農地プランを策定している	2	2.8%
③ 複数の集落協定を含めた広域な範囲で人・農地プランを策定している	19	26.4%
④ 集落協定とは関係なく、行政区等の単位で人・農地プランを策定している	44	61.1%
⑤ 人・農地プランを策定する予定がない	1	1.4%

質問事項	回答数	割合
問13 本制度における協定参加者に女性が少ないのはどのようなことが原因と考えていますか。(複数回答可)※72市町村より回答有	117	—
① 男性が一家を代表して参加者となっていることが多いため	67	93.1%
② 女性は家事等で忙しいため	8	11.1%
③ 女性自身が参加を嫌がるため	10	13.9%
④ 水路・農道の管理活動等の共同取組活動は男性が行う慣習があるため	27	37.5%
⑤ 参加できる雰囲気ではないため	4	5.6%
⑥ その他(協定の組織改革が困難)	1	1.4%
問14 本制度においては、平成23年度から、「市町村は、条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金の交付額の概ね1/2以上を個人配分に充てることが原則であること、なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する」こととされました。このことについて、どのような声が集落から寄せられていますか。	72	100.0%
① 23年度からの方針でよい	31	43.1%
② 個人配分を増やすべき	5	6.9%
③ 共同取組活動分を増やすべき	14	19.4%
④ 国が方針を示す必要はない	8	11.2%
⑤ わからない	14	19.4%
問15 本制度の実施期間は平成26年度までとなっていますが、平成27年度以降についてどのように考えますか。	72	100.0%
① 強く継続を望む	43	59.7%
② できれば継続を望む	26	36.1%
③ 廃止してもよい	0	0.0%
④ どちらでもよい	2	2.8%
⑤ わからない	1	1.4%
問16 協定に参加していない周辺住民の方は、本制度をどのように評価していると思いますか。	72	100.0%
① 評価していると思う	41	56.9%
② 評価していないと思う	1	1.4%
③ 関心がないようだ	17	23.6%
④ わからない	13	18.1%
問17 本制度に対するご意見、ご要望等がありますか。自由に記入して下さい。		
<p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度設計が複雑、事務の簡素化</li> <li>・傾斜用件の見直し、急傾斜をさらに細分化すべき</li> <li>・集落の高齢化に対応するため担い手確保が重要</li> <li>・全額遡及返還の見直し</li> <li>・制度継続を強く望む</li> <li>・交付対象者の農業所得制限の廃止</li> <li>・ばら撒きと見られないよう一定の要件設定</li> <li>・耕作放棄地対策として効果あり</li> <li>・集落営農への展開やサポート体制による代替機能が果たせており、有効な事業</li> <li>・協定参加者(非農家含む)と行政をつなぐ役割あり</li> <li>・現時点で次期対策への参加困難と思われる協定あり</li> <li>・地域コミュニティ継続に効果あり</li> <li>・交付金を年度当初に集落へ配分すべき</li> <li>・対策期間5年は長い</li> <li>・体制整備単価として鳥獣害対策を位置づけるべき 等</li> </ul>		

質問事項	回答数	割合
以下の設問は、長野県独自の調査項目		
問18 問15で①または②と答えた方にお聞きします。現行制度について、改善をして欲しい点がありますか。	69	100.0%
①ある	25	36.2%
②ない	44	63.8%
18-1【①と答えた方にお聞きします。その内容と理由を記入してください。】		
<p>主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模集落でも継続できるよう制度設計</li> <li>・制度設計が複雑、高齢化にも配慮した制度設計、事務の簡素化</li> <li>・傾斜用件の見直し、急傾斜をさらに細分化</li> <li>・全額遡及返還の見直し</li> <li>・交付対象者の農業所得制限の廃止</li> <li>・交付金を年度当初に集落へ配分</li> <li>・対策期間5年の見直し、途中離脱も可能にすべき</li> <li>・高齢化による免責事由の拡大・既耕作放棄地の保全管理(草刈のみ)も交付対象へ</li> <li>・鳥獣害対策のうち具体的な対策がないサル対策を優遇</li> <li>・交付金の用途を特定</li> <li>・集落協定書の管理者、管理体制について年度ごとに書き換えられるような様式へ 等</li> </ul>		
問19 問15で③～⑤と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。		
<p>主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象は、作付を行なっている農地とすべき</li> <li>・参加者の高齢化により、事務処理が負担</li> </ul>		
問20 第2期から第3期対策への移行時には、高齢化や担い手不足等を理由に取組を断念した集落が多くありました。集落が取組を継続するために、有効と考えられることがありましたら記入してください。		
<p>主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金の増額、農業所得増加につながる施策展開、全額個人配分へ</li> <li>・集落営農が浸透していない地域では、集落よりも生産法人や個人単位への交付を検討すべき</li> <li>・体制整備要件・加算要件を廃止し、全て10割単価とすべき</li> <li>・集落間の交流・情報交換の場の提供・斡旋(他集落の活動を知ること、モチベーション向上)</li> <li>・人的労働力支援</li> <li>・農業生産活動等として取り組むべき事項(必須要件)の緩和検討</li> <li>・事務負担の軽減</li> <li>・対策期間5年及び返還要件の見直し</li> <li>・書類作成等を行政支援</li> <li>・近隣集落も視野に入れた担い手確保</li> <li>・担い手への農地集積、担い手の育成、担い手に配慮した制度設計</li> <li>・新規協定の設立促進策として集落が協定期間を決定すべき</li> <li>・農業を守ろうとする意識醸成のための環境づくり</li> <li>・鳥獣害防止策の強化(防止施設設置・捕獲体制への支援等)</li> <li>・農地流動化を図るため、現行制度に加え耕作面積要件(例:10a/〇万円)の創設 等</li> </ul>		

## 集落(1,143協定)に対するアンケート調査集計表

### I 協定参加者について

質問事項						
問1 協定参加者は何名いますか。年代別の人数を教えてください。						
年齢区分	参加者		役員		参加者の年齢区分割合	
		うち女性		うち女性		うち女性割合
40歳以下	418	32	71	3	1.6%	7.7%
41～45歳	715	38	152	1	2.6%	5.3%
46～50歳	1,259	62	216	5	4.7%	4.9%
51～55歳	2,280	134	494	13	8.4%	5.9%
56～60歳	3,446	210	765	13	12.7%	6.1%
61～65歳	5,094	313	1,361	29	18.8%	6.1%
66～70歳	4,310	320	1,042	20	15.9%	7.4%
71歳以上	9,575	1,210	1,515	29	35.3%	12.6%
合計	27,097	2,319	5,616	113	100.0%	8.6%

### II 協定締結に至るまでの過程について

質問事項	回答数	割合
問2 協定締結した理由(目的)を教えてください。(複数回答可)	5,123	—
①農業の担い手の育成や確保ができるから	419	36.7%
②水路・農道等の適正管理が図られるから	1,058	92.6%
③農作業の共同化が図られるから	346	30.3%
④耕作放棄地の抑制ができるから	968	84.7%
⑤鳥獣被害の抑制ができるから	521	45.6%
⑥災害の抑制ができるから	253	22.1%
⑦農地の集積や農作業の受委託が進むから	288	25.2%
⑧都市住民や地域の非農家等との交流が活性化するから	86	7.5%
⑨集落活動の復活や増加により集落のまとまりが良くなるから	434	38.0%
⑩集落の文化等の維持・保全ができるから	140	12.2%
⑪農外収入が増えるから	201	17.6%
⑫平成21年度以前の前対策が良かったから	381	33.3%
⑬その他(農村コミュニティ構築、自然環境保全、農業機械の共同購入、独自の農村づくり、新規の農道整備 等)	28	2.4%

質問事項	回答数	割合
問3 協定締結に至るまでに、話し合いは延べ何回位行われましたか。	1,143	100.0%
①10回以上	29	2.5%
②5～9回	153	13.4%
③3～4回	494	43.2%
④1～2回	462	40.4%
⑤0回	5	0.5%
3-1 話し合いに女性の参加割合はどれくらいですか。	1,143	100.0%
①ほとんどいない	616	53.9%
②1割程度	418	36.6%
③3割程度	82	7.2%
④5割程度	19	1.6%
⑤それ以上	8	0.7%
3-2 【問3-1で①又は②と答えた方にお聞きします。】話し合いに女性の参加が少ないのはどのようなことが原因と考えていますか。(複数回答可)	1,438	—
①男性が一家を代表して参加者となっていることが多いため	953	92.2%
②女性は家事等で忙しいため	88	8.5%
③女性自身が参加を嫌がるため	52	5.0%
④水路・農道の管理活動等の共同取組活動は男性が行う慣習があるため	310	30.0%
⑤参加できる雰囲気ではないため	14	1.4%
⑥その他(主に男性が農作業、家事で忙しい、会議が夜で出席困難、一人暮らしのため、高齢化 等)	21	2.0%
問4 協定締結に至るまでに、話し合いはどの位の期間行われましたか。	1,143	100.0%
①1ヶ月以内	489	42.8%
②1ヶ月～3ヶ月以内	443	38.8%
③3ヶ月～6ヶ月以内	147	12.9%
④6ヶ月～9ヶ月以内	27	2.4%
⑤9ヶ月～1年以内	19	1.6%
⑥1年以上	18	1.5%

質問事項	回答数	割合
問5 あなたの集落では、協定締結に向けて主に何が課題となりましたか。 (複数回答可)	3,030	—
①リーダーの選出	439	38.4%
②5年間の継続	644	56.3%
③交付要件の遵守	481	42.1%
④集落の将来像	287	25.1%
⑤話し合いのとりまとめ	116	10.1%
⑥対象農用地と非対象農用地が混在すること	144	12.6%
⑦集落内に交付金をもらえる人ともらえない人がいること	74	6.5%
⑧交付金の共同取組活動費と個人への配分をどうするか	255	22.3%
⑨共同取組活動の内容をどうするか	490	42.9%
⑩特にない	83	7.3%
⑪その他(各営農組織等との調整、高齢化のため共同作業参加困難、隣接集落が未加入、地主不在の農地の検討、交付単価、活動内容の設定等)	17	1.5%
問6 協定は前対策から引き続いて締結しましたか。	1,143	100.0%
①平成12年度からの第1期対策(H12～H16)から引き続いて締結している	1,020	89.2%
②第1期では取り組んでいなかったが、平成17年度からの第2期対策(H17～H22)から引き続いて締結している	81	7.1%
③第1期で締結していたが第2期では取り組まず、第3期から再度締結した	11	1.0%
④平成22年度からの第3期対策で初めて締結した	31	2.7%
6-1 【問6で①又は②と答えた方にお聞きします。】第2期対策のときの協定の役員の方の現在の平均年齢は何歳ですか。	1,101	100.0%
①40歳以下	0	0.0%
②41～45歳	1	0.1%
③46～50歳	13	1.3%
④51～55歳	61	5.5%
⑤56～60歳	180	16.3%
⑥61～65歳	366	33.2%
⑦66～70歳	310	28.2%
⑧71歳以上	170	15.4%
6-2 【問6で①又は②と答えた方にお聞きします。】第2期対策から第3期対策になり集落内の話し合いの議題(テーマ)の数は変わりましたか。	1,101	100.0%
①とても増えた	40	3.6%
②少し増えた	333	30.2%
③変わらない	686	62.3%
④少し減った	37	3.4%
⑤とても減った	5	0.5%

質問事項	回答数	割合
6-3 【問6で③と答えた方にお聞きします。】第2期対策で一旦取組をやめた理由は何ですか。(複数回答可)	20	—
①高齢化の進展・担い手不足等で5年間続ける自信がなかった	8	72.7%
②集落をまとめるリーダーがいなくなった	8	72.7%
③農振農用地区域からの除外により1haに至らないなど対象農用地の要件を満たさなくなった	1	9.1%
④事務手続きが煩雑であるため断念した	3	27.3%
⑤市町村の財政的な理由	0	0.0%
⑥その他	0	0.0%
6-4 【問6で③と答えた方にお聞きします。】第3期対策で再度協定を締結することとなったきっかけは何ですか。(複数回答可)	29	—
①要件の緩和によりこれまでより取り組みやすい制度になったため	6	54.5%
②新たに担い手が確保できたから	1	9.1%
③集落を取りまとめるリーダーができたから	6	54.5%
④対象農用地の要件を満たすこととなったから	1	9.1%
⑤このままでは集落の農地が荒れてしまうという危機感があったから	11	100.0%
⑥事務手続きが以前より簡略化されたから	1	9.1%
⑦その他(行政の勧め、農業活動の継続のため)	3	27.3%
6-5 【すべての集落代表者の方にお聞きします。】本制度への取組によって協定締結前と比べて集落がどのように変わったと感じますか。(複数回答可) (第1期又は第2期対策から本制度に取り組んでいる場合は、第1期又は第2期での協定締結以前のこととします。以下同じ。)	2,202	—
①農業者の意欲が向上した	598	52.3%
②農業所得が増えた	268	23.4%
③後継者ができた	178	15.6%
④集落の人口が増えた	14	1.2%
⑤女性の活動が活発になった	93	8.1%
⑥高齢者の活動が活発になった	354	31.0%
⑦子供の活動が活発になった	25	2.2%
⑧祭り等の地域活動が復活、開催回数が増加した	64	5.6%
⑨寄合いの回数が増えた	338	29.6%
⑩変わらない	226	19.8%
⑪その他(農地を守るという強い気持ち、他の参加者に迷惑をかけないという強い気持ち、集落内のコミュニケーションが増えた、担い手の意欲が高まった、農地の現状維持が図られた 等)	44	3.8%

### Ⅲ 耕作放棄地の発生防止・多面的機能の維持について

質問事項	回答数	割合
問7 中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加を防止する効果があると思いますか。	1,143	100.0%
①非常に大きな効果がある	506	44.3%
②それなりの効果がある	602	52.7%
③あまり効果はない	30	2.6%
④全く効果はない	5	0.4%
問8 本制度に取り組んでいなければ、当該協定農用地については平成22年度から26年度の5年間でどのくらいの農用地が耕作放棄されると思いますか。	1,143	100.0%
①全て	11	1.0%
②5割以上	101	8.8%
③4割程度	70	6.1%
④3割程度	215	18.8%
⑤2割程度	285	24.9%
⑥1割程度	314	27.5%
⑦耕作放棄されない	147	12.9%
問9 集落全体での農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況について、協定締結前と現在ではどのように変わりましたか。	1,143	100.0%
①協定締結前から活発に行われている	234	20.5%
②協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	628	54.9%
③協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	246	21.5%
④協定締結前からあまり行われていない	35	3.1%
問10 集落全体での農地の法面や水路・農道の管理に係る共同作業の年間の回数は、協定締結前と現在ではどのように変わりましたか	1,143	100.0%
①10回以上増えた	10	0.9%
②7～9回増えた	16	1.4%
③4～6回増えた	204	17.8%
④1～3回増えた	707	61.9%
⑤変わらない	205	17.9%
⑥減った	1	0.1%
問11 鳥獣害対策で守られている当該協定農用地の面積はどれだけありますか。 ※567協定より回答有	面積(ha)	6,828.8

質問事項	回答数	割合
11-1 鳥獣害対策の種類はどのようなものですか。(複数回答可)	1,233	—
①防護柵(電気柵含む)	501	88.4%
②ネット	205	36.2%
③爆音機	58	10.2%
④ワナ・捕獲檻	165	29.1%
⑤バッファゾーン(緩衝帯)の設置	26	4.6%
⑥家畜の放牧	18	3.2%
⑦下草刈りの徹底	241	42.5%
⑧その他(金網、花火、回点灯、立ち木の伐採、何もしていない 等)	19	3.4%
11-2 鳥獣の種類はどのようなものですか。(複数回答可)	1,454	—
①猿	175	30.9%
②熊	128	22.6%
③鹿	448	79.0%
④猪	497	87.7%
⑤カラス	101	17.8%
⑥その他(アナグマ、ハクビシン、狐、狸、雀、ウサギ、イタチ、ハト 等)	105	18.5%
11-3 鳥獣による当該協定農用地の被害面積は、協定締結前と現在ではどのくらい変わりましたか。	567	100.0%
①被害はなくなった	133	23.5%
②5割以上減った	181	31.9%
③3割程度減った	79	13.9%
④1割程度減った	48	8.5%
⑤変わらない	53	9.3%
⑥被害は増えた	52	9.2%
⑦わからない	21	3.7%
問12 耕作放棄地等を発生源とする病害虫の被害は協定締結前と現在では変わりましたか。	1,143	100.0%
①大きく減った	116	10.1%
②少し減った	330	28.9%
③変わらない	682	59.7%
④増えた	15	1.3%

質問事項	回答数	割合
問13 本制度は、国土保全や保健休養機能等の多面的機能を増進、維持保全する効果があると思いますか。 ※多面的機能とは、問13-1の例示を参考にしてください。	1,143	100.0%
①非常に大きな効果がある	319	27.9%
②それなりの効果がある	679	59.4%
③あまり効果はない	73	6.4%
④全く効果はない	5	0.4%
⑤わからない	67	5.9%
13-1 【問13で①又は②と答えた方にお聞きします。】多面的機能の増進または発揮として具体的にどのような効果があったと感じますか。(複数回答可)	2,273	—
①生態系の保全	306	30.7%
②災害の抑制	560	56.1%
③水源のかん養	313	31.4%
④観光・保健休養の場の提供	81	8.1%
⑤情操教育	81	8.1%
⑥景観の保全	750	75.2%
⑦地域社会・文化の保全	170	17.0%
⑧その他(農地以外の雑草除去、優良果樹園地帯維持、蛭、鈴虫探索会等実施、耕作放棄地の林野化防止、参加者同士の相互確認 等)	12	1.2%
13-2 【問13-1で②と答えた方にお聞きします。】災害の抑制とは具体的にどのような災害が防止されていると思いますか。(複数回答可)	958	—
①土壌浸食	233	41.6%
②土砂崩壊	443	79.1%
③洪水	223	39.8%
④火災	51	9.1%
⑤その他(農業用水路の決壊、河川氾濫防止、U字溝土砂除去の軽減、土手保護等)	8	1.4%

#### IV 地域・集落の活性化について

質問事項	回答数	割合
問14 本制度は、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があると思いますか。	1,143	100.0%
①非常に大きな効果がある	317	27.7%
②それなりの効果がある	740	64.7%
③あまり効果はない	85	7.5%
④全く効果はない	1	0.1%

質問事項	回答数	割合
問15 集落の活性化や将来に向けた話し合いについて、協定締結前と現在ではどのように変わりましたか。	1,143	100.0%
①協定締結前から活発に行われている	62	5.4%
②協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	367	32.1%
③協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	521	45.6%
④協定締結前からあまり行われていない	193	16.9%
問16 共同作業、機械等の共同利用、作業の受委託等の農業に関わる取り決め事項の話し合いについて、協定締結前と現在ではどのように変わりましたか。	1,143	100.0%
①協定締結前から活発に行われている	71	6.2%
②協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	291	25.5%
③協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	469	41.0%
④協定締結前からあまり行われていない	312	27.3%
問17 話し合いの年間の回数は、協定締結前と現在では変わりましたか。	1,143	100.0%
①10回以上増えた	21	1.9%
②7～9回増えた	15	1.3%
③4～6回増えた	196	17.1%
④1～3回増えた	685	59.9%
⑤変わらない	226	19.8%
⑥減った	0	0.0%
問18 話し合いがきっかけになり協定締結前と現在で何が変わったと感じますか。(複数回答可)	2,800	—
①住民との繋がりが深まった	483	42.3%
②集落活動に対する住民の意識が高まった	680	59.5%
③農作業の共同化の取組が始まった(又は活性化した)	327	28.6%
④高付加価値型農業の取組が始まった(又は活性化した)	63	5.5%
⑤新規就農者の確保に向けた取組が始まった(又は活性化した)	91	8.0%
⑥認定農業者の育成に向けた取組が始まった(又は活性化した)	88	7.7%
⑦担い手への農地集積や作業委託への取組が始まった(又は活性化した)	291	25.5%
⑧景観作物の作付等により集落の景観がよくなった	445	38.9%
⑨伝統芸能や祭り等、集落のイベントが復活した(又は活性化した)	50	4.4%
⑩他の集落等との共同の取組が始まった(又は活性化した)	66	5.8%
⑪都市住民等との交流活動が始まった(又は活発化した)	71	6.2%
⑫自然生態系の保全等学校等教育機関との連携、NPO法人等と連携した活動が始まった(又は活発化した)	47	4.1%
⑬地場産農林水産物の直売・加工・販売が始まった(又は活発化した)	68	5.9%
⑭その他(耕作放棄に対する考え方、修学旅行受け入れに発展、小学校との交流が始まった、NPOとの連携、蛍の繁殖・観察会実施 等)	30	2.6%

質問事項	回答数	割合
18-1 【問18で⑩を選択した方にお聞きします。】他の集落とどのような共同の取組を行いましたか。(複数回答可)	80	—
①農作業の共同化	41	62.1%
②協定の統合など協定事務の共同化	21	31.8%
③伝統芸能や祭り等のイベントにおける連携	7	10.6%
④加工・流通・販売等の6次産業化に向けた取組	0	0.0%
⑤都市農村交流の取組	3	4.5%
⑥その他(取組活動の情報交換、鳥獣害防護柵の維持管理、水路・農道管理 等)	8	12.1%
18-2 【問18で⑩を選択した方にお聞きします。】他の集落等との共同の取組による効果は出ていますか。	66	100.0%
①地域の活性化に非常に効果が出ている	15	22.7%
②地域の活性化にある程度効果が出ている	36	54.5%
③現時点ではあまり効果は出ていないが、これから期待できる	10	15.2%
④現時点であまり効果は出ていないし、今後も期待できない	3	4.5%
⑤わからない	2	3.1%
18-3 【問18で⑪を選択した方にお聞きします。】あなたの集落では、どのような都市農村交流に取り組んでいますか。(複数回答可)	132	—
①市民農園	9	12.7%
②農作業体験(棚田オーナー制度、観光農園など)	36	50.7%
③子ども交流体験、体験型修学旅行	36	50.7%
④交流目的の施設の整備(自然体験、レクリエーション)	4	5.6%
⑤援農ボランティア(ワーキングホリデー)の受入れ	6	8.5%
⑥農家民宿、農家民泊	18	25.4%
⑦農産物直売所、農産物加工所、農家レストランなどの運営	11	15.5%
⑧中長期の田舎暮らしの支援(滞在型市民農園、セカンドハウスなど)	3	4.2%
⑨都市部住民の定住のための支援(空き家情報の提供など)	4	5.6%
⑩その他(ホテル観賞、農業体験 等)	5	7.0%
18-4 【問18で⑪を選択した方にお聞きします。】都市農村交流の取組による効果は出ていますか。	71	100.0%
①地域の活性化に非常に効果が出ている	18	25.4%
②地域の活性化にある程度効果が出ている	35	49.3%
③現時点ではあまり効果は出ていないが、これから期待できる	11	15.5%
④現時点であまり効果は出ていないし、今後も期待できない	3	4.2%
⑤わからない	4	5.6%

質問事項	回答数	割合
18-5 【問18で⑬を選択した方にお聞きします。】地場産農林水産物の直売・加工・販売が始まったことによりどのような効果があったと感じますか。(複数回答可)	195	—
①農業所得が増えた	33	48.5%
②新規作物が導入された	18	26.5%
③作物の生産量が増えた	13	19.1%
④高齢者の意欲が向上した	44	64.7%
⑤女性の意欲が向上した	40	58.8%
⑥耕作放棄地の活用が推進された	31	45.6%
⑦集落への来訪者が増えた	12	17.6%
⑧その他(集落全戸できのこ栽培を始めた、地区内が明るくなった)	4	5.9%
問19 あなたの集落で今後農業生産活動等の担い手になることを期待されている人は、主にどちらに住んでいますか。(1つに絞れない場合は複数選択も可)	1,443	—
①協定集落内	769	67.3%
②同一市町村内の別集落	228	19.9%
③同一県内の別市町村	162	14.2%
④他の都道府県	76	6.6%
⑤担い手になることを期待されている人のあてがない	208	18.2%
19-1 【問19で②～④のいずれかを答えた方にお聞きします。】今後担い手になることを期待されている人は、将来的に集落に戻ってくる予定はありますか。	403	100.0%
①3年以内に戻ってくる予定の者がいる	12	3.0%
②いずれ戻ってくる予定の者がいる	169	41.9%
③戻ってくる予定はない	42	10.4%
④わからない	180	44.7%
問20 あなたの集落では、定住人口の増加や地域・集落の活性化を図るため、集落の外から人(移住者)を受け入れるための取組をしていますか。	1,143	100.0%
①している	95	8.4%
②していないが、必要性を感じている	732	64.0%
③していないし、必要性を感じない	316	27.6%
20-1 【問20で①と答えた方にお聞きします。】外部から人を受け入れるため、どのような取組を行っていますか。(複数回答可)	106	—
①空き家情報等を市町村に提供し、市町村が移住者を募集している	62	65.3%
②集落内に移住者支援組織を立ち上げ、都市住民等への移住を働きかけている	8	8.4%
③都市等へ移住した集落出身者の人脈を利用し、個別に移住を働きかけている	16	16.8%
④その他(耕作放棄地への就農募集、不動産会社と連携、移住者への営農指導、共同作業を一緒に行う、空き家を求める人へ個別対応 等)	20	21.1%

質問事項	回答数	割合
20-2 【問20で①又は②のいずれかを答えた方にお聞きします。】外部から人を受け入れるに当たっての課題は何ですか。(複数回答可)	1,450	—
①外部人材受入れの取組に必要な経費の確保	156	18.9%
②移住者の働く場や住まいの確保	537	64.9%
③市町村等との連絡・調整を行う者の確保	190	23.0%
④移住者を支援する組織の立ち上げ	183	22.1%
⑤移住者募集情報の発信方法(移住希望者と受入希望集落のマッチング)	82	9.9%
⑥移住者を歓迎する集落内の意識改革	284	34.3%
⑦その他(産業が農業だけでは不安が残る、生活基盤がない、集落と移住者の人間関係、農地の確保、等)	18	2.2%
問21 交付金のうち共同取組活動分については、共同機械や資材の購入費あるいは共同作業の出役費等として使用されていると思いますが、主に当該市町村で購入したり支払いされていますか。	1,143	100.0%
①市町村内	968	84.7%
②市町村外	82	7.2%
③共同活動で購入等していない	93	8.1%

## V その他

質問事項	回答数	割合
問22 【第3期対策から新たに創設した小規模・高齢化集落支援加算を適用している集落の方にお聞きします。】小規模・高齢化集落に対する支援はどのような形で行われていますか。		
①農作業及び水路・農道等の管理、畦畔の草刈り等の共同取組活動は支援元の集落の担い手等が中心に行っている		当県該当なし
②農作業は支援元の集落の担い手等が中心に行い、水路・農道等の管理、畦畔の草刈り等の共同取組活動は協定参加者全体で行っている		
③農作業は支援元の集落の担い手等が中心に行い、水路・農道等の管理、畦畔の草刈り等の共同取組活動は小規模・高齢化集落内の協定参加者が行っている		
④小規模・高齢化集落内の協定参加者が自己完結的に農業生産活動等を行っている		
問23 【現在、基礎単価(8割単価)での交付を受けている協定にお聞きします。】第3期対策から新たに創設したC要件(集团的サポート型)に取り組まなかった理由は何ですか。	504	100.0%
①話し合ったが、高齢者が多く受け手となる者を明確にすることが困難だった	321	63.7%
②受け手となる者はいたが、協定書に明確に位置づけることに抵抗感があった	53	10.5%
③C要件(集团的サポート型)について話し合ったことはない	89	17.7%
④C要件(集团的サポート型)の内容を知らなかった	41	8.1%
問24 飛び地や小規模団地を協定農用地に取り込みやすくするため、第3期対策から一団の農用地要件を見直したところですが、対象農用地要件を満たすものの協定農用地に取り込んでいない飛び地や小規模団地の面積は集落内にどれくらいありますか。	面積	10,000 m <sup>2</sup>

質問事項	回答数	割合
24-1 【問24で面積を記入した方にお聞きします。】対象農用地要件を満たすものの協定農用地に取り込んでいない飛び地がある理由は何ですか。	148	100.0%
①飛び地までの距離があり、取り込むことに協定参加者の理解が得られなかったため	42	28.4%
②団地間の農道・水路等管理活動の共同取組活動を行う労力が大変なため	54	36.5%
③要件の緩和があったことを知らなかった	14	9.4%
④その他(5年間の継続が困難、高齢化、急傾斜、参加者の意向 等)	38	25.7%
問25 本制度においては、平成23年度から、「市町村は、条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金の交付額の概ね1/2以上を個人配分に充てることが原則であること、なお、交付金の用途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する」こととされました。このことについて、協定参加者からどのような意見が寄せられていますか。	1,143	100.0%
①個人配分を増やすべきとの声が多数	143	12.5%
②共同取組活動分を増やすべきとの声が多数	42	3.6%
③個人配分を増やすべきとの声と共同取組活動分を増やすべきとの声のいずれもある	195	17.1%
④これまで集落で決めてきた配分割合でよいとの声が多数	763	66.8%
問26 協定に参加していない周辺住民の方は、あなたの集落のさまざまな活動を見てどのように感じていると思いますか。	1,143	100.0%
①評価していると思う	649	56.8%
②評価していないと思う	10	0.8%
③関心がないようだ	138	12.1%
④わからない	346	30.3%
問27 本制度の実施期間は平成26年度までとなっていますが、平成27年度以降についてどのように考えますか。	1,143	100.0%
①強く継続を望む	625	54.7%
②できれば継続を望む	389	34.0%
③廃止してもよい	32	2.9%
④どちらでもよい	44	3.8%
⑤わからない	53	4.6%

問28 本制度の協定期間中で発生した課題、本制度に対するご意見、ご要望及び本制度に取り組んでの感想等があれば自由に記入してください。

主な意見

- ・制度の継続
- ・水路等老朽化対策が急務
- ・鳥獣害対策で防護柵の効果がない
- ・集落の高齢化から継続が危ぶまれる。TPP参加は事前準備が必要
- ・交付金増額
- ・農業者収入が増えてきたように感じている
- ・未加入者との話し合いが課題
- ・体制整備要件・加算要件を廃止すべき
- ・交付金の早期執行
- ・高齢化を踏まえた共同活動の検討
- ・果樹へ転換した水田でも、交付対象としてほしい
- ・集落の連帯感が強くなった
- ・個人配分廃止し小規模農地を対象に
- ・鳥獣害対策費の増額、対応策の検討
- ・集落で支えあう仕組みは、今後は困難
- ・高齢化を踏まえ協定参加条件の緩和及び弾力的運用を
- ・団地ではなく、若い人も取り込めるよう要件を緩和すべき
- ・事務負担の軽減
- ・牧草地の荒廃化
- ・高齢化で農業継続困難。農地有効利用として太陽光発電、山林化等農地の色分けが必要な時期
- ・担い手がおらず、農業継続困難な場合の受け手がいない
- ・制度設計が煩雑
- ・制度改正を早めに周知してほしい
- ・都市農村交流の必要性を感じている 等

以下の設問は、長野県独自の調査項目

問29 問27で③～⑤(廃止してもよい、どちらでもよい、わからない)とお答えした方にお聞きします。その理由は何ですか。

主な意見

- ・高齢化のため農業継続困難。収入も期待できない
- ・集落の将来像が具体的にもてない、取りまとめも大変
- ・5年間の継続が困難
- ・TPP問題への先行き不安
- ・高齢化、過疎化が著しいため中山間地域の定住促進は本事業だけでは困難、少子化、人口の都市集中化を防ぐ手段がないと継続困難
- ・高齢化のため役員のなり手がいない
- ・交付対象は、農業で生計を立てるもののみとすべき
- ・同様の事業との統一を
- ・若い人もいるが、高齢者が抜けると1ha未満となり面積要件を満たさない
- ・水田への農道が整備されていない 等

質問事項	回答数	割合
29-1【上記理由について行政から何らかの支援があれば、取組を継続できると思いますか】	109	100.0%
①思う	28	25.7%
②思わない	22	20.2%
③わからない	59	54.1%

29-2【問29-1で①(思う)とお答えした方にお聞きします。どのような支援が必要ですか】

主な意見

- ・具体的指導やコミュニケーションが必要
- ・共同作業の取り組み方への助言
- ・水路資材、電柵、小型のソバ用コンバイン、乾燥機等の機械への補助金
- ・個人配分の増額
- ・中山間地域の農作物価格補填対策及び3世代同居農家への特別支援対策(農政以外含む)
- ・担い手対策
- ・農業優遇措置による後継者確保
- ・今までと同様でよい
- ・農産物価格安定による保障支援及び農業土木関係の補助金増額による地元負担金の軽減
- ・農業者等と連携した具体的な災害対策支援
- ・事務的作業への行政支援
- ・人的労働力支援
- ・就農希望者斡旋
- ・水路等老朽化による大規模修繕支援
- ・高齢化等により管理困難となる農地のあり方についての検討・支援
- ・鳥獣害対策の充実、高齢化を踏まえた作物選定への助言 等

問30 あなたの集落において、現在は取り組んでいないが今後取り組みを予定している又は取り組んでみたい都市農村交流はありますか。(複数回答可)  
※398協定より回答有

734

—

①市民農園

74

18.6%

②農作業体験(棚田オーナー制度、観光農園など)

129

32.4%

③子ども交流体験、体験型修学旅行

78

19.6%

④交流目的の施設の整備(自然体験、レクリエーション)

47

11.8%

⑤援農ボランティア(ワーキングホリデー)の受入れ

83

20.9%

⑥農家民宿、農家民泊

46

11.6%

⑦農産物直売所、農産物加工所、農家レストランなどの運営

88

22.1%

⑧中長期の田舎暮らしの支援(滞在型市民農園、セカンドハウスなど)

62

15.6%

⑨都市部住民の定住のための支援(空き家情報の提供など)

109

27.4%

⑩その他(団塊の世代向け移住交流対策、中山間農地を考えるシンポジウム(都市向け)、収穫祭等イベントへの参加、他地域の状況を踏まえ今後検討、退職後の「自然と親しむ農業」支援、大学と連携(農村体験・援農、単位認定)、地域特性を生かした農作物等研究、東京近郊の都市と農業体験交流、農産物直売(通販)、現状対応困難 等)

18

4.5%